

雑踏警備の手引き



兵庫県警察

発刊に当たって

平成13年の明石市民夏まつり花火大会での雑踏事故から1年余が過ぎた。

本事故は、死者11人、負傷者229人を出し、未曾有の大惨事となったが、これを受け我々警察職員は、この犠牲になられた方々に報いるためにも、“二度とこのような悲惨な事故を発生させてはならない”といった決意を胸に、各種警察活動の現場で汗を流し、「県民の安全を守る警察」を実践しているところである。

ところで、警察活動の中でも今や年中行事的に展開されている雑踏警備であるが、これまで比較的平穏に推移してきたものの、この度の事故により、雑踏の怖さ、ひいては雑踏警備が警察活動上、極めて重要なものであることを痛いほど再認識させられたのも事実である。

これまで、この種分野に関する調査、研究が不十分であったという反省に立ち、これを施策として進め、その集大成として今回の本書発刊に至ったものであるが、これが第一線現場で行事参加者の安全対策に腐心している幹部や担当者に、有効に活用されることを願ってやまない。

なお、本書の内容が全国警察あるいは本県各警察署で扱う祭礼、イベント等行事の事情に全て当てはまるものではないし、手引き（マニュアル）が全ての場合をカバーするものではなく、最終的には、常に一つ一つの事案の特徴に応じた判断が必要であることは承知の上であるが、本書が全国警察や本県内の自治体にも活用されれば幸いである。

本書発刊に当たって、甲子園大学学長 木下富雄氏の助言をいた

だきながら、岡田光正・吉田勝行・柏原士郎・辻 正矩各氏＝共著の「建築と都市の人間工学」並びに日本建築学会編の「建築人間工学事典」を一部引用させていただくとともに、警察大学校研究科第578期（雑踏警備）学生の方々の研究成果を参考とさせていただいた。

改めて御礼を申し上げます次第である。

平成14年12月

兵庫県警察本部長

警視監 岡 田 薫

目次

第1章 雑踏の脅威

過去の雑踏事故の数々……	1
雑踏から生じる破壊力	2
● 跨線橋の板壁破損（国電日暮里駅）	2
● 玉垣を壊し折り重なるように崩れ落ちた人の山は2m（弥彦神社）	2
● 群集の重みで歩道橋手すりが湾曲 （明石市 朝霧歩道橋）	3
事故に遭遇した人々の証言	4
明石市民夏まつり雑踏事故	4
弥彦神社雑踏事故	6
二重橋雑踏事故	6

第2章 基本的事項

1 雑踏	9
（1） 雑踏の意義	9
（2） 雑踏の特色	9
2 雑踏現場	10
3 雑踏警備	11
（1） 雑踏警備の意義	11
（2） 雑踏警備に対する基本的な考え方	11
（3） 雑踏警備の根拠法令等	13
（4） 雑踏警備の対象（種類）	13

4 雑踏事故	14
(1) 雑踏事故の意義	14
(2) 社会的反響等	14

第3章 群集

1 群集心理	17
2 群集の行動特性	18
3 群集密度	19
(1) 密度の算定	19
(2) 屋内収容能力	21
(3) 屋外収容能力	22
4 群集の歩行速度	23
5 群集の威力	24
(1) 流動状態の群集	24
(2) 停止状態の群集	27
(3) 停止状態から急激に駆け出す群集	28
6 雑踏事故の制御	28
(1) ハード面の制御	30
(2) ソフト面の制御	31

第4章 雑踏警備の計画から実施まで

第1節 事前準備

1 基礎知識の涵養	35
(1) 雑踏に対する理解	35

(2) 過去の雑踏警備実施や事故事例及び群集密度等の研究	—	35
(3) 部隊指揮要領等の習熟	—————	35
(4) 広報要領の研究	—————	35
(5) 無線通話要領等の習熟	—————	36
2 実態の把握及び基礎資料の収集、整備	—————	36
(1) 定例的行事	—————	36
(2) 非定例的行事	—————	36
(3) その他	—————	36
3 装備資機材の点検整備	—————	37
4 行事内容等の早期把握	—————	37
5 事前協議	—————	38
 第2節 主催者への対応		
1 主催者に対する指導、助言及び連携の確保	—————	40
(1) 主催者側の責任体制の確立	—————	41
(2) 自主警備体制の確立	—————	41
(3) 自主警備計画の作成	—————	43
(4) 設備・環境の整備	—————	43
(5) 露店対策	—————	44
(6) 事前告知広報	—————	45
2 主催者等との事前検討会	—————	45
3 合同の实地踏査	—————	47
(1) 事前の实地踏査	—————	47
(2) 確認のための实地踏査	—————	47
～实地踏査で点検すべきポイント(例示)～	—————	48

4 突発事案等発生時における措置	48
(1) 行事等の中止に関する事前協議	48
(2) 不審物件等発見時における連絡方法等の協議	49
(3) 避難誘導の措置	49

第3節 警察の雑踏警備

1 事前対応	50
(1) 事前広報	50
(2) 関係機関への協力要請等	50
(3) 警備要員の応援要請	51
2 警備実施計画の策定	52
(1) 警備情勢の判断と基本方針の樹立	52
(2) 警備実施計画策定を目的とした実地踏査	52
(3) 警備実施計画策定の基本	53
(4) 警備実施計画の区分	53
(5) 警備実施計画策定要領(警備実施計画の内容)	54
(6) 警備部隊員に対する警備実施計画の周知徹底	58
3 現場対応	59
(1) 警備本部の設置等	59
(2) 警備部隊の運用	60
(3) 現場広報	61
(4) 装備資機材の活用	64
(5) 雑踏の整理誘導要領	65
(6) 交通規制等	65
(7) 悪天候時の対策	66
(8) 危険等の予兆現象の把握と即報	66
(9) 事故発生時の措置要領	67

4 事後対策	69
(1) 実施結果の把握と警備実施計画の検討、見直し	69
(2) 主催者等との事後検討	70
(3) 雑踏に関する問題点の申し継ぎ	70

第5章 雑踏事故の実例

雑踏事故の実例	71
過去の死傷者を伴う主な雑踏事故事例（県外）	72
過去の死傷者を伴う主な雑踏事故事例（県内）	73

第6章 参考資料

別記1 雑踏警備広報文案例	75
[交通規制予告]	75
[規制等の告知と迂回等の措置]	75
[行事概要説明及び観衆の誘導]	76
[整理方法周知と協力要請]	77
[迷惑・危険な行為への注意]	78
[事故等発生時]	79
[不審物件発見時・異臭発生時]	81
[交通規制解除と交通機関案内]	82
[行事終了時における駅の入場規制対策]	83
[一般雑踏対策・その他]	84

別記2 雑踏の整理誘導要領	86
1 待ち行列の整列	86
2 先頭誘導	88
3 分断誘導～通称いかだ流し	88
4 分断	89

○ 雑踏整理誘導等の具体的事例

県外

1 成田山新勝寺(千葉)	90
2 隅田川花火大会(東京)	91
3 明治神宮(東京)	93
4 平成淀川花火大会(大阪)	94
5 宇治川花火大会(京都)	96
6 造幣局桜の通り抜け(大阪)	97

県内

1 相生ペーロン祭	98
2 神戸まつり	99
3 清荒神清澄寺	100
4 神戸ルミナリエ	101
5 2002FIFAワールドカップ	103

第1章
雑踏の脅威

過去の雑踏事故の数々 ……



朝日新聞・毎日新聞・読売新聞

雑踏から生じる破壊力

● 跨線橋の板壁破損（国電日暮里駅）

昭和27年6月18日午前7時45分ごろ、国電日暮里駅構内で常磐線から降りた乗客が京浜線ホームに乗り換えようとして四番線ホームから十番線ホームにかかっている跨線橋を渡っていた際ラッシュアワーで揉み合い、十番線側突き当たりの跨線橋の板壁が押し破られ十数名が9メートルの高さから線路上に転落した。折から京浜線浦和行電車が滑り込んで来たが、急カーブのため見通しが効かず、一瞬間に転落した人を轢き、死者6人、負傷者7人を出した。

（朝日新聞 昭和27年6月18日）

● 玉垣を壊し折り重なるように崩れ落ちた人の山は2m（弥彦神社）

昭和31年1月1日午前0時20分ごろ、境内は約3万人の初参りの参拝者で賑わっていた。押し合い揉み合いひしめき合っている拝殿前広場の人波目掛け、広場入口の随神門の両脇に設けられた櫓から、今年を祝う福餅投げが始まった。

・
・
・

あっという間に二、三百人が将棋倒しに、また石段の上からは玉垣を崩して二メートル半下に雪崩落ち折り重なってしまった。

下敷きとなった124人が圧死、負傷者94人（うち重傷8人）を出す惨事となり、事故はわずか5分間の出来事だった。

目撃者の話「転がりあってできた人間の山の高さは2メートル以上もあった。その底の方の人が死んだ」（朝日新聞 昭和31年1月3日）

● 群集の重みで歩道橋手すりが湾曲（明石市 朝霧歩道橋）

平成13年7月21日、兵庫県明石市大蔵海岸において明石市民夏まつり花火大会が開催された際、最寄り駅であるJR朝霧駅から大蔵海岸への通路となった朝霧歩道橋南端付近において、会場に向かう観衆と帰宅しようとする観衆が極度に集中し、同日午後8時40分ないし50分ごろ、強度の群集圧力が生じて多数の人が折り重なって転倒したことから、死者11人、負傷者229人を伴う雑踏事故が生じた。

分析の結果、「事故現場付近は1平方メートルでの人数が13人に達したのではないかと指摘している。

手すりはステンレスパイプを鉄板製の腕で支えており、歩道橋の両側にある。

ゆがみは二段階になっており、歩道橋北半分5メートルでは斜め下方向へ数ミリ張り出しているだけだが、南端部5メートルでは外側へ約6センチ、下へも約2センチ動いている。

南端部5メートルは波打たずに平行移動しているのも特徴である。

手すりは1メートルあたり85～140キロの力がかかると曲がるという。その圧力も二段階でかかったのではないかと分析。

まず転倒直前の押し合い状態で数ミリの歪みが生じ、続く転倒により特に密集度が高い南端部5メートルが大きく動いたと見ている。

（神戸新聞 平成14年8月1日）

事故に遭遇した人々の証言

明石市民夏まつり雑踏事故

人の重みと圧力で息ができなくなり、目の前が真っ暗になり数秒であると思うが気を失った。何人もの人が倒れ、覆い被さってきて、周りの人達も体が半分以上埋まっていて、誰一人動けず、子供を引っ張り出そうにも身動きもできず、下半身は痺れて感覚を失い動けなく、どうしようもなく、子供がいることを叫び救助を待った。

男性32歳(当時)

アクリル板と男性の間に挟まれお腹が潰されそうになり死ぬかと思った。周りでは、人が押しつぶされ子供ばかり6~7人が山積みになっていた。

女性34歳(当時)

全く身動きのできない状態で、方々から怒鳴り声や子供達の泣き声が聞こえていた。駅へ戻れという声と海岸へ戻れという声で騒然としていた。自分の子供の姿が見えなくなり、低い位置を探そうとしても屈むこともできなかった。

女性35歳(当時)

人波で左右に押されて娘は挟まれる度に“グエー”と呻きながら何度も白目を剥き、気を失い、すぐ後ろは楕円形に将棋倒しが起きていた。倒れた人に片足を抱きつかれ、何度も倒れた人を踏んでしまっていた。そうしなければ立っていられなかった。

女性30歳(当時)

人混みに押され、体が宙に浮き、息苦しくなり、胸と左足に痛みを感じた。自分の身を守るのに精一杯であった。

女性72歳(当時)

駅側から急に押され、海側からも押されて胸が圧迫され息ができなくなりになった。一瞬ゆるんだかと思ったら、また、ぐっと押される状態が繰り返あり、このままでは死んでしまうと思った。

女性46歳(当時)

超満員の電車のような状況のなかで、乳母車が人の波に押されてきしみだした。背の低い子供は人の間で息苦しくなり泣きわめいたりした。大人でも息苦しくなり天井を向いて喘いだりしていた。大人達が歩道橋の側壁に手をつき人のトンネルを造り、子供達を必死で守っていた。怒号や助けを求める声などで地獄のようだった。

女性64歳(当時)

締め上げられるようになり体が宙に浮いて死ぬと思った瞬間気を失った。自分も死んでもおかしくない状態だった。

男性44歳(当時)

あちこちで子供をかばう親の声が飛び交い、「子供が死んでしまう」「子供だけでも助けて」との叫び声……。

女性33歳(当時)

(第32回明石市民夏まつりにおける花火大会事故調査報告書より一部抜粋)

弥彦神社雑踏事故

単純に、みんな転んだから死んだというのではなく、立ったまま呼吸が出来なくなって死んだ人もいた。泣き叫ぶ人はいい方で、声も出ないほどの惨事だった。

男性23歳(当時)

こら大変なことになった。どうしようかと……。一時ぼう然となった。

男性34歳(当時)

(毎日放送 平成14年5月1日)

二重橋雑踏事故

二重橋近くまで来ると人波でどうにも動きがとれなくなってどっと倒れ、家族とも下敷きとなった。「父さん死にそうだ」という声を聞いたまま私も気絶してしまった。

男性

二重橋を渡ろうとしたところ人混みが激しくなって、前と後ろから押す人の力で体が浮き上がり、傍にいた姉に「足が離れても倒れない」と言った瞬間、そのままなぎ倒されるように数人の大人の下敷きとなってしまった。

女性

(朝日新聞 昭和29年1月3日)

第2章 基本的事項

1 雑踏

(1) 雑踏の意義

慰安、娯楽等共通の目的を持つ不特定多数の人が、一定の場所に集合し、あるいは集合した人々が、他の場所へ移動することによって生ずる人と人との混雑状態をいう。

人が多数集まる理由としては、祭礼、花火大会、興行、競技、催物、四季の季節的行楽、スーパーマーケットの大売り出し、パチンコ店の新規開店等多彩である。



神戸ウイングスタジアム動線上の雑踏



京都祇園祭の雑踏

前記以外にも、朝夕の通勤ラッシュ、エレベーター等、我々の周囲では常に雑踏状態が発生している。

(2) 雑踏の特色

ア 不特定多数人の集合体

年齢、性別、思想等様々であり、集団としての性格も複雑で、これを秩序づける組織も権威も存在しない。

イ 個々人の信仰、慰安、娯楽等を目的とした集団

労働運動、政治運動等、同一の主張を掲げてその貫徹を図るとか、同一意識の下に集合して氣勢をあげるといったことを目的とする集合とは異なる。

ウ 人の集合が事前に予測可能

雑踏の多くは、恒例的、年中の行事に関連して、早くから予測可能である。しかし、今後はIT社会を反映し、インターネットを通じた呼び掛けによる多数人の集合事案が突如生ずることも予想される。

2 雑踏現場

祭礼、イベント等の行事は、盛り上がりをもつため、PRを駆使し、多くの群集を呼び込むことに力が注がれている。

どれ位からを「雑踏、と呼ぶか、その判断は困難であるが、雑踏の規模、形態に応じて、的確な措置が必要である。

犯罪捜査では「現場百回」という言葉があるが、雑踏警備においても、実地踏査を通じては勿論、平時、様々な機会を捉えて、四季折々、雨天時、強風時等、「現場の顔」をよく掌握しておくことが大切である。

平時でなければ見えない危険もある。



平時の状況



雑踏時の状況



平時の状況



雑踏時の状況

3 雑踏警備

(1) 雑踏警備の意義

雑踏警備とは、祭礼、花火大会、興行、競技、その他の行事等の開催により、特定の場所に不特定多数の人が一時的に集まることにより、事故若しくは混乱等が発生し、又は発生するおそれがある場合にお



神戸ルミナリエ雑踏警備

いて、部隊活動により事故又は紛争等を防止するために行う混雑緩和、犯罪の予防、交通の規制等の諸活動をいう。

(2) 雑踏警備に対する基本的な考え方

一般的に、雑踏事故防止に係る行事等の主催者及び警察の責務はそれぞれ次のとおりである。

- 主催者は、行事等の開催により雑踏を生じさせる原因者として、自主警備を実施すべきであり、雑踏の影響が及ぶと認められる範囲については、会場内だけでなく会場外においても、また、そこが公道であるか否かを問わず、必要な事故防止対策を講じることにより、雑踏事故の未然防止を図る。
- 警察は、警察法第2条に定められた責務を果たすため、主催者に対して必要な指導を行うとともに、警察部隊の投入が必要と判断される場合には、事前には実査等必要な準備の上、雑踏警備計画を作成し、当日には主催者等と連携して必要な事故防止対策を講じることにより、雑踏事故の未然防止を図る。

ア 雑踏警備の主眼

参集者の利便を尊重しつつ、雑踏による混乱を適切に整理して事故を未然に防止することにあるが、事故防止を優先するあまり警備上の利便のみに気を奪われ、行事への過度の干渉、参集者の願望を無視するなどの行き過ぎは慎まなければならない。

近年、暴走族や暴走期待族等が祭礼現場に乱入したり祭礼行事終了後に道路や歩道を占拠し、警察部隊への投石、公共施設の損壊等不法行為が目立つこともあり、やむを得ず機動隊等の治安警備部隊を投入している例もあるが、本来は好ましい姿とは言えず、住民や自治体と共に、行事そのもののあり方についての検討も必要である。

イ 雑踏警備の要諦

的確な情勢判断とあらゆる事態を想定した警備対策（滞留させない、落ち着かせる、早め早めの対応等）の推進、主催者等関係者に対する積極的な指導、助言と主催者及び関係機関等との連携の確保にある。

ウ 市民の立場に立った雑踏警備

雑踏警備は、警察力のみで一切が処理できるものではない。主催者等関係者や群集の理解と協力を得ることによって、その目的が達せられるものである。

親切、丁寧な対応に心掛けなければならない。

(3) 雑踏警備の根拠法令等

ア 警察法第2条第1項

イ 警備実施要則（昭和38年国家公安委員会規則第3号）

※ この他、本県警察の場合、「雑踏警備実施要領について」（例規）に基づく。

(4) 雑踏警備の対象（種類）

雑踏による事故及び混乱の発生する虞のない軽微なものを除き、おおむね対象は次のとおりである。

- 祭礼
- 花火大会
- 各種イベント
- スポーツ競技
- 公営競技（競輪、競馬、競艇、オートレース）
※ 兵庫県下では、競輪、オートレースは開催されていない。
- その他慰安、娯楽を目的とする多数の人が集まる催し物（花見、観月会等）



けんか祭り祭礼警備



サッカー競技場外周での警備



全国高校野球大会警備



公営競技(競馬)場での警備

4 雑踏事故

(1) 雑踏事故の意義

雑踏事故とは、群集心理の影響を大きく受けながら、雑踏によって発生する人身事故、物的破損事故、参集者間の紛争等をいう。

(2) 社会的反響等

雑踏事故は、善良な市民の命を奪うばかりか遺族等関係者においても深い心の傷を負い、その痛みははかりしれないものがある。

また、主催者や警察においても安全対策、警備措置等が社会的に問題視され、訴訟に発展するケースもある。

事故を未然に防止するための事前措置を徹底し、雑踏に伴う各種事故防止対策を的確に講じなければならない。

第3章
群

集

1 群集心理

雑踏事故は群集心理に影響されることが大である。

「群集心理」とは、個々人が集合して群集になった場合に生ずる心理状態であって、群集の共通の関心あるいは興味の対象を中心として形成されるものである。

個々には、小さな存在であっても、群集になると、危険度が高くなる。

単なる人の集まりであって各人の役割もないことから組織性がなく、その匿名性ゆえに理性が低下しやすく、異常な雰囲気巻き込まれると、さらに無責任性、無批判性や暗示にかかりやすくなるため、混乱と無秩序が重なり合って不測の事故が発生し、また予測以上の「規模」に拡大する結果ともなるものである。

群集心理の主な特徴点

軽薄性	群集の中にあることによって暗示にかかりやすくなり、流言・冗談など平常であれば一笑に付するようなものでも軽々しく信じるようになる。
無責任性	雑踏の中で個々の責任感が弱まり、集団の雰囲気に左右されやすく、公衆道徳や社会秩序、社会規範に対する意識、理性が失われやすい。
興奮性	群集の中にあることによって、感情が単純でしかも非常に興奮しやすくなり、偏った極端な行動をとりやすい。
暴力性	群集の中にあることによって、極めて強い想像力が生じ、「事故が起こるのではないか」という恐怖心や自分の行動が思うようにならないことによる怒り（焦燥）から暴力的行為を行いやすい。
直情性	雑踏という環境の変化によって、近道本能（社会的規範によらずして直ちに結果の発生を求める本能）にかえり、自分本位となって警察官等の整理に従わないなど、直情的な行動をとりやすい。
付和雷同性	群集の中にあることによって、他人の非常識な行動が直ちに感染して、なんの不自然さも感じず自己もそれと同様の行動をとりやすい。

2 群集の行動特性

人間が歩行する場合、日本人は、左側通行となる(文献1・2)、近道行動をとる(文献1・2)、蛇行する(文献1・2)といった行動特性があり、これは群集となった状態でも見られる。

雑踏警備現場では、群集に対し多かれ少なかれ何らかの制約を課すこととなるが、これが人間の行動特性を全く無視したものであれば、与える苦痛の度合いが高くなると考えられることから、これら行動特性を理解しておくことが大切である。

群集の行動特性に着目した規制方法

● 左側通行

繁華街等の混雑した通りでは、歩行者は自然と左側を通行していることが多い(文献2)。

これは歩行する者にとって対面からも人が向かってくる状況下(相互通行)でよく見られる現象である(文献1)。



商店街



地下街

このことから群集の動線等において、片側相互通行措置とする場合、長時間の滞留状態が生じた場合を想定し、滞留の中での群集の苦痛を少しでも軽減するため、地形、環境等から危険性がなければ、左側通行とする方がよいと考えられる。

● 近道通行

横断歩道では、横断帯からはみ出して斜めに横断する人が多い(文献2)ように、歩行者は最短コースをとる傾向がある。このような現象は、団地の敷地内の芝生の踏み跡にも見られる(文献1)。

群集が目的の会場入口に向かっている場合に、動線を最短距離に設定せず、動線をできるだけ長くとる方が安全である(文献1)が、この場合、入口前のスペースを有効に利用してロープ等で蛇行させる等によって、それほど遠く感じさせない工夫が必要である。

3 群集密度

(1) 密度の算定

雑踏警備実施計画を策定する上で、まず初めに考えなければならないことは、特定の行事に関し、その開催場所の広さと収容能力である。

そのためには、基本的に群集密度を算定して考察しなければならない。ここでいう群集密度とは、

$$\text{群集の人数} \div \text{群集の占有面積} = \text{群集密度}$$

と定義される。

雑踏密度の客観的判断基準

雑踏密度	1m ² の立見席での状態
5人	隣同士の衣服がふれあう状態
6人	足元の物を拾えて、身体の回転は自由
7人	肩や肘に圧力を感じる
8人	人と人の間にかろうじて割り込みが可能
9人	人と人の間に割り込みは困難
10人	四囲からの体圧により手の上げ下げ困難
11人以上	四囲からの体圧が激しく体の自由がきかず苦痛を感じる(悲鳴が起きる)

※ 密度の限界は、1m²当たり13人とされている(文献2)。



0.72m²のものが多い
(文献8)



群集密度5~6人/m²の状態
(文献8)



群集密度10人/m²の状態
(文献1)

※ 各写真と同じ状態が冬期の場合では、その服装により1人当たりの占有面積は増加する(文献2)。



(2) 屋内収容能力

劇場や体育施設等の建造物には、それぞれ収容定員があり、その算出根拠については、都道府県の条例により、1人当たりの占有面積が定められている。

「興行場等に係る技術指針について」(国土交通省通達)に定める1人当たりの占有面積

いす席	座席	立見席
0.45m ² /人	0.3m ² /人	0.2m ² /人



兵庫県条例(興行場法施行条例)に定める1人当たりの占有面積

いす席	椅子席を設ける場合は、床に固定し、1人当たり0.45m以上の有効幅員があり、適切に区画されていること(椅子背を設ける場合にあっては、前後の間隔は、0.9m以上であること)
座席	1人当たり0.33m ² 以上の占有面積があり、適切に区画されていること
立見席	1人当たり0.3m ² 以上の占有面積があり、手摺り等で適切に区画されていること

(3) 屋外収容能力

屋外施設における群集の収容可能数の算定は、

$$\text{施設(広場)の面積(m}^2\text{)} \times \text{群集密度6} = X \text{人}$$

により求められる。

雑踏警備では、ここで言う面積について植込みや建物を含んだ「グロスの面積」でなく、これらを除いた「ネットの面積」を掴んでおかなければならない。

また、行事の内容、集まる群集の目的、群集の質(性別、年齢等)、当該場所の地形等により異なるということ、また一概に判定することは危険であるが、過去の研究結果から、面積が広大な屋外施設の場合、群集が少しでも良い場所に集まろうとして、一般的に場所により密度に高低の差が生じるということを考えておく必要がある。



4 群集の歩行速度

群集状態での歩行は、その速度を密度が厳しく制約する。

群集の歩行速度は気象条件、道路条件、個々の年齢や体格等の身体的条件等により差異が生じ、一般的には地方都市に比べ大都市の方が歩行速度が早いと見られている。

この歩行速度は群集密度が $1.2 \text{人}/\text{m}^2$ 以上になると追越しは難しくなると順次低下しはじめ、 $4 \text{人}/\text{m}^2$ 以上になると停止する（文献2）。

また、群集の進行方向に階段や曲がり角、出入口等がある場合は、歩行速度は低下する。特に出入口については、群集はいったん堰き止められた形となり、群集の溜まり（滞留）が生じ、その密度は、後続の群集の到着により、逐次高くなり、その速度も順次低下し、時には停止する場合もある。

このような現象に対応するため、次の計算方式により

- 一定の出入口をある群集が通過し終わる時間
- 一定時間内における通過可能人員
- 通過し得る出入口の幅員

などをあらかじめ算出し、所要の措置を講じておくことができる。

A = 群集の総人員 (人)	$A = B \times C \times D$
B = 出入口の幅員 (m)	$B = A \div (C \times D)$
C = 毎秒時、幅員 1 m の出口を通過する人員 (人)	$C = A \div (B \times D)$
D = 群集 A が出口 B を通過する時間 (秒)	$D = A \div (B \times C)$

【具体例】

コンサート会場に集まった観客 2,000 人が、コンサート終了後に幅員 2メートルの出口 (1箇所) から毎秒 4 人で通過した場合に、観客全員が退場するのにかかる時間は、

$$D = 2,000 \div (2 \times 4)$$

$$D = 250 \text{ 秒 (4分 10秒)}$$

となる。

【注 意】

A (群集の総人員)、B (出入口の幅員) の数値は定まったものであるが、C (毎秒時 幅員 1 m の出口を通過する人員) の数値については、服装、環境、群集密度及び群集の心理的条件等の影響を受けやすく変動するのでその点に注意する必要がある。

5 群集の威力

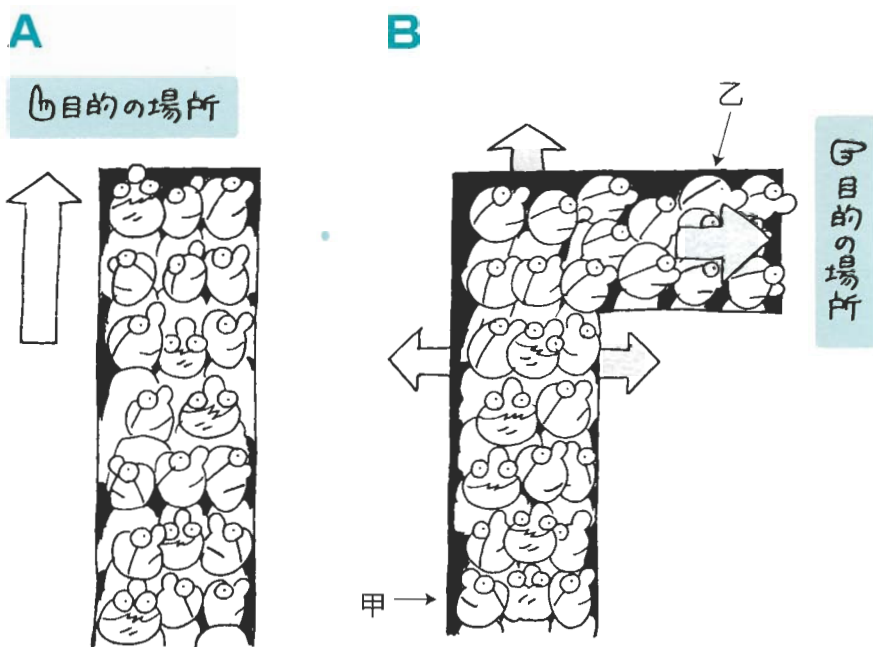
(1) 流動状態の群集

人が移動すれば必ずエネルギーが生ずる。とりわけ、群集が移動しようとするときに生ずるそれは、我々の想像を超えたものとなることもある。

特に、群集密度の高い群集が移動しようとする場合、また待ち行列等、停止させられた状態が長くなるほど、その群集は「待つこと 待たされること」にいらだちの心理が働き、強大な力を発揮する。

公営競技場からの帰路にある群集の行列の場合、競馬、競艇等のギャンブルに負けた客はその悔しさが溜まっており、危険な状態にあると考えるべきである。

【群集の流動過程における圧力の掛かる現象例】

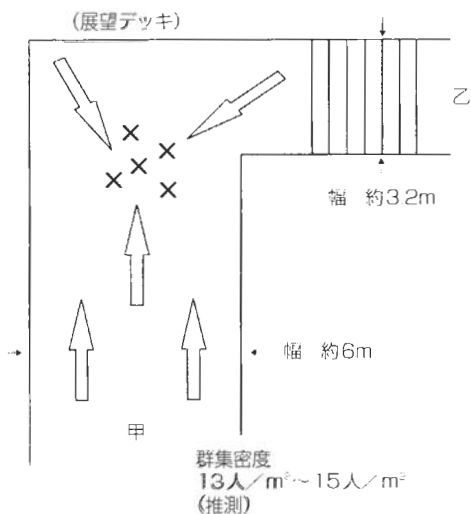


動線がBのように直角に近い状態に曲折している場合に、乙の幅が甲の幅より狭くなるほど、それに比較して危険が増大する。さらに、乙が階段や下り坂であれば最悪である。

明石市民夏まつりにおける雑踏事故の現場「朝霧歩道橋」は、この条件に符号する。

(事例1)

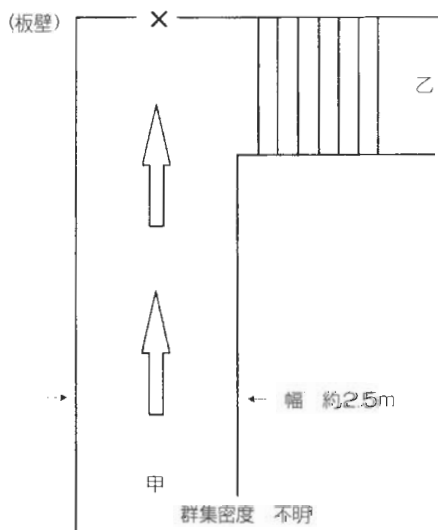
～朝霧歩道橋における雑踏事故(平13.7.21)～



群集の3方向からの押し合う力が「群集雪崩」を引き起こし、群集が折り重なるように転倒

(事例2)

～日暮里駅における雑踏事故(昭27.6.18)～



列車故障による乗換客と通常の通勤客の流れが一つとなり、その流動が跨線橋正面の板壁を破り、9メートルの高さから群集が線路上に転落

一般的に、群集の流れは概ね密度8人/m²までは曲がり角においても横列を乱さず回転して流れるが、この密度を超えると平素使用されていない「すみ」の部分に滞留が生ずる。

事例2は、上記現象から事故が発生したが、事例1は危険度が最悪となる要因の「直角に近い状態に曲折」、「乙幅が甲幅より狭い」が重なっている上、群集が滞留しやすい“展望スペース”があった。

雑踏事故の原因はエネルギーの過度の集中であり、群集を整理するに当たっては、

- 群集の力がどの方向に一番強く波及するのか。
- 群集の力が一方向にのみ集中しないようにするためにはどのようにすべきか。
- 群集を停滞させないようにするためにはどのようにすべきか。

等を考慮しつつ適切な対策を講じるべきである。

(2) 停止状態の群集

停止状態にある群集としては、花火大会、公営競技場、野球場、その他興行場の観覧者等がこれに当たる。

ただし、隅田川花火大会（東京）は、周辺のビル林立等により適当な観覧場所が少なく、観衆が橋上に集中するおそれがあることから、橋上では警察官の誘導により観衆を歩かせながら観覧させている。

停止状態にある群集に対する雑踏警備の重点は、

- 一箇所に集中することによる事故
- 施設の収容能力以上に人を入れることによる事故
- 移動に移る際の人相互の圧力による事故

等を防止することにある。

(3) 停止状態から急激に駆け出す群集

停止状態又はゆっくり進行する流動状態で、群集は緊急事態を聞知したときや、自己の興味あるものを見たとき、避難のため、あるいは興味あるものに近づくため急に駆け出す。

その際、他の者より早くという意識が強いため、その速度は大きなものとなり、非常に危険な状態を生み出す。これらを防止するためには、群集に絶えず情報を知らしめるための広報を実施するなど、群集の心理状態を落ち着かせておくことに配慮する。

6 雑踏事故の制御

事故は、ハード面（構造物）が完璧であれば滅多に発生しない。

京都の祇園祭のように日本でも最大級の群衆が集まる場合でも、元々その街の造りが群集の圧力を逃がしやすい構図（碁盤の目のようになっている、メインストリートから枝道が多く避難路の役割を果たしている）となっている場合には、それほど大きな危険性はない。危険なのは、トンネル、橋、階段、袋小路のような逃げ場のない空間である。したがって、ハード的には、これらの危険な構造物を改良することが望ましいが、空間的制約、経済的制約などにより、完璧なものは現実にはほとんどあり得ない。

その不足分を補うため、群集の誘導や広報等、ソフト面での制御が必要となる。それも催しごとが始まってからではなく、事前に危険なポイントを把握して、適切な誘導を行う企画段階の準備が肝要である。

また、ハード面の制御をするには、構造物の設計段階から関与して、潜在する危険性を未然に防ぐことが重要である。

現実にはなかなか困難とは思われるが、安全管理者等が設計者に対し事前に申し入れをして、安全面の希望を伝えておくだけでも効果がある。

1990年の大阪花の万博では、構造物の建築が全て終わってからその安全対策が論じられたのに対し、2005年開催の愛知万博では、基礎設計の段階から安全管理者による安全対策の申し入れがなされ、設計変更が行われた。その結果、会場の安全度は、大幅に改善された。

(木下富雄,2002,第155回県下警察署長会議 講演時配布資料から)

(1) ハード面の制御

ア 群集が集まる空間は、オープンスペースが原則である。



公営競技場入場門前

イ 構造物内の人の流れを、できるだけ直線状にするような構造にする。角度をつけざるをえない時も、できるだけ緩やかにする。

ウ 出口の幅を入口のそれより狭めない。

エ 傾斜地はスロープ構造にするか、せめて階段の角度を緩やかにする。階段のステップ幅も狭すぎると危険である。

オ 人の流れがぶつからないように、人の流れを一方通行的に分離する構造を用意する。また、群集の歩行速度の分散が大きい時は、低速者と高速者を分離するような構造を用意する。

入口と出口の位置もできるだけ分離して、群集がぶつからないようにする。



神社拜殿横の通路(帰路)



公営競技場と最寄駅を結ぶ通路



エスカレーター乗降位置の分離



寺院本堂前参道階段とエスカレーターの併設

- カ 通路の中に、通行を妨げるような構造物を設置しない。
足元はなめらかな舗装が望ましい。

(2) ソフト面の制御

ア 人は常に動かす。しかもゆっくり。動かしてさえおれば、相当大きな群集も怖くない。

イ 人の流れをぶつからせない。一方通行が大原則である。

その局所的な技法として、警備員が人垣で誘導したりロープで区分通行させたりするのも有効である。また現地へのアクセスが一方通行であることを事前の広報、当日のアナウンス、事後の誘導によって周知徹底させることが肝要である。





動線の一方通行規制



警察官と警備員が人垣となりロープを用いた誘導

ウ 群集密度を減らす。そのために入口で入場制限をしたり、意識的に遠回りさせたり、ローピングの技法で蛇行を行わせて動線を長くする。



イベント会場最寄駅での混雑緩和措置

エ 待たされている群集の気を逸らす工夫をする。

例えば縫いぐるみなどのキャラクターを登場させて、群集の注意をそちらに向けるのも有効である。

オ 滞留を防ぐために、群集の流れの中で停止したり群れをなしている人を排除する。

好奇心の対象（例えば花火や夜店など）があるために人が滞留する場合には、その対象を他へ移動させる

か、またはそれを見えないように目隠しをする必要がある。

カ 必要な情報はできるだけ豊富に与えるが、複雑な情報、不必要な情報は与えない。

情報は言語的なものだけでなく、混雑状況を示すテレビモニターなども有効である。

キ 時差入場、時差退場を行って、群集密度を時間的に分散させる。

そのためには催しの終了後、一部の人を溜めおくような小さなイベントを行うと有効である（相撲の弓取り式、甲子園球場での六甲おろし等）。

（木下富雄,2002,第155回県下警察署長会議 講演時配布資料から 文面のみ）



歩道橋スロープに群集を滞留させないための目隠し
（スロープ下でイベントが開催されている）



第4章

雑踏警備の計画から実施まで

第1節 事前準備

1 基礎知識の涵養

(1) 雑踏に対する理解

雑踏の特色は、

- 不特定多数の人々の集合体である。
- 個々人の信仰、慰安、娯楽のための集合体である。
- 多くの場合、突如として生ずるものではなく、その集合があらかじめ予想できるものである。

ということを認識するとともに、雑踏の性格（軽薄性、無責任性、興奮性、暴力性、直情性、付和雷同性）について、平素から雑踏現場や文献、報道等により理解に努める。

(2) 過去の雑踏警備実施や事故事例及び群集密度等の研究

過去の雑踏警備における問題点や事故事例、有効面積の算定等による定員、滞留人員、入・退場の方法、雑踏密度と収容能力との関係、群集密度と移動速度の関係、規制（梯団分割等）方法等について調査、研究する。

(3) 部隊指揮要領等の習熟

現場の状況に応じた的確な部隊指揮が行えるように、雑踏警備の法的根拠及び雑踏に伴って生じる各種犯罪の取締りについて必要な関係法令の研究に努める。

(4) 広報要領の研究

雑踏現場における各種広報が、現場の状況に即するとともに、群集の理解と共感が得られるような広報要領等を研究・習熟する。

(5) 無線通話要領等の習熟

各部隊が有機的に連携し、効率的な運用がなされるためには、通信資機材の効果的な活用が不可欠である。このため通信機器の種類、性能、通信構成、通信要領及び保守管理など基礎的事項の習得に努める。

2 実態の把握及び基礎資料の収集、整備

平素から、雑踏警備に必要な行事、イベント等の会場となる施設に関する基礎資料の収集整備（写真、図面の添付等）に努める。

(1) 定例的行事

祭礼等の定例行事で重要なものについては、

- 会場周辺図
- 会場図
- 警備要図

に基づき調査を行い、その実態を明らかにするとともに、内容に変更があった場合は、その都度補正し常に活用できるようにする。

(2) 非定例的行事

市民会館、体育館等イベント会場となり得るべき施設について、使用規則、施設の構造、定員等の実態を把握しておくとともに、上記定例的行事に準じて資料化する。

(3) その他

多くの人出が予想される人気タレント等について、氏名（グループ名）、年齢、所属事務所、過去における集客度、群集の質（年齢層、性別割合等）等に関する資料を収集する。



3 装備資機材の点検整備

装備資機材は、警察の執行力を高める強い武器（味方）である。

いくら優れた装備資機材であってもその取扱いの不備や不整備等で活用できなければ、それは「絵に描いた餅」に過ぎない。よって普段から

- 装備資機材の長所、短所等の特徴点について習熟すること。
- 取扱いの練度を高めること。
- 取扱いの都度、不備な点がなかったか整備を図ること。

等を実施し、その効果的な活用に努めることが必要である。

4 行事内容等の早期把握

管内で開催予定（見込み）の花火大会、コンサート、祭礼、その他の行事等の早期把握に努める。

その行事などの内容等により主催者、管理者及び関係者を事前に招致し、

- 行事等の内容（中止又は延期の有無等を含む。）
- 主催者、管理者及び関係者

- 連絡責任者、現場責任者
- 会場の構造及び収容能力
- 参集者の質と層及び最盛時の人出予想数
- 輸送計画（利用交通機関及び道路）
- シャトルバス使用の有無
- 駐車場収容可能数及び駐車予想台数
- 自主警備体制
- その他過去の状況等警備上必要な事項
- 保険加入の確認（参考）

等について聴取して、警備措置等を検討する。

その結果、雑踏警備を実施する場合は、実施の概ね1箇月前までに本部長に「雑踏警備実施報告書」（別記記載例1参照 地域部地域課経由）により報告する。



5 事前協議

前記検討結果により、開催予定の行事等が次のいずれかに該当する場合は、主催者への対応、警備実施計画の策定等について警察本部地域部地域課と協議を行う。

- (1) 1日当たりの人出予測が5万人以上で、新規に開催が計画され、または開催場所若しくは行事内容の大幅な変更が予定されている行事等
- (2) 1日当たりの人出予測が10万人以上の行事等

- (3) 地域における治安情勢及び道路整備などの交通環境の変化や都市化の進展などから雑踏事故又は群集等による不法事案の発生が予測される行事等

第2節 主催者への対応

行事等の開催時期、場所について、観衆の安全面を確保する観点から必要により書面による報告を求め、また書面による指導、助言等を行う。

なお、早い段階から警察の意見を反映させるために、実行委員会等に、アドバイザー的立場から参画することも効果的である。



1 主催者に対する指導、助言及び連携の確保

警察が主催者等に対し、雑踏事故防止上の観点から指導、助言すべき事項、とらせるべき措置は次のとおりである。

なお、指導、助言に当たっては、その経緯を確実に記録するとともに、安全対策面について主催者等により強く責任の自覚を促す必要がある場合は、書面（別記記載例2参照）を交付する。

また、行事等のうち新規開催のもの、あるいは開催場所、行事内容の大幅な変更が予定されているものについては、主催者等に専門家の意見を聴取するよう促す。

(1) 主催者側の責任体制の確立

ア 責任感の醸成

主催者は、行事等の開催により雑踏を生じさせる原因者として、自主警備を実施すべきであることを事前に指導するとともに、万が一死傷者が出る等の事態が発生した場合には、刑事及び民事上の責任を追及されるおそれがある旨を告知するなど、責任について十分自覚させる。

そのためには、「予算」枠内での自主警備体制固持姿勢を排除させる必要がある。

イ 責任者の選定

責任者には、実質的な権限、知識、経験及び能力を有する者を選任させるとともに、責任体制を明確にした運営組織図を提出させるなど、主催者側の責任体制を確立させる。

ウ 警察との連絡体制の確立

主催者側には、警察との連絡窓口となる連絡責任者を定めさせ、連絡体制を確立させる。

この場合、主催者側に各担当部門ごとの連絡責任者等を記載した連絡体制表を作成させ提出させる。

なお、警察側も主催者側との窓口として、警察署雑踏警備実施主任者（地域官又は地域課長）を充てるとともに、支障がなければ警察側の警備体制、配備箇所等も明示する。

(2) 自主警備体制の確立

ア 自主警備員

行事等の規模、性格に応じた十分な警備体制を確保させるとともに、自主警備員についても事故防止に知識、経験、能力を有する人材を最大限充て、事前に自主警備員に対し、任務等を具体的に付与させる。

前記自主警備員については、観衆からの願い届への対応、相互の連携等の面から、その服装を目立つ色の統一性を持たせたものにさせることが望ましい。

なお、主催者側が自主警備の一部を警備業者に委託した場合であっても、主催者側の責任が免れるものではないことを十分自覚させるとともに、自主警備員の動員について、極端な縮小がないようにさせる。



服装の色を統一した自主警備員

イ 現場活動

(ア) 動線の安全確立

主催者には、十分な警備員を配置して動線の安全を確立させる。

特に、参集者が過密となった場合に、迂回路の誘導體制及び分断規制による警備体制を確立できるよう十分な警備員を配置させる。

(イ) 参集者の動向及び群集密度の把握

主催者には、当日警備員を運用して参集者の動向及び群集密度を的確に把握させた上、拡声器、案内看板、ロープ等の資機材を活用して、無秩序な人の往来や滞留を防止させる。

また、参集者が過密となった場合、警備員をして参集者の分断、進入規制、迂回等適切な措置をとらせ、参集者の圧力を緩和させて雑踏事故の発生を未然に防止させる。

(3) 自主警備計画の作成

会場等の安全許容人数を把握の上、迂回路、避難場所、警備員の配置、広報手段等について、雑踏事故を防止するための自主警備計画書を作成させ、可能な限り早めに警察へ提出させる。

なお、受領した自主警備計画については、事故防止の見地から十分な検討を加え、その計画に不備な点がある場合は、是正を指導するなど、警察の指導事項を確実に遵守させる。

(4) 設備・環境の整備

ア 会場及び周辺

会場及びその周辺においては、次のような措置を講じさせる。なお、この場合、案内板、防護柵、ロープ、カラーコーン等、資機材の積極的な活用を図らせる。

- (ア) 危険箇所への立ち入り禁止及び転落防止措置
- (イ) 放置バイク、自転車等障害物の撤去
- (ウ) 突起物や通路の段差等に対する危険防止措置
- (エ) 幅員の確保（緩衝帯の確保）
- (オ) 入場者の一方通行又は相互通行における明確な中央線設定による分離
- (カ) 避難路の確保
- (キ) 救護所の設置
- (ク) 適正な収容人員の厳守
- (ケ) 予備スペースの確保
- (コ) 十分な照明の確保
- (ク) 行事に伴う仮施設（舞台、栈敷等）の安全管理



仮設階段

- (シ) 滞留防止のための遮へい物（いわゆる目隠し）の設置
- (ス) その他行事等の内容に応じた適切な安全整備

イ ゴミ対策

爆発物等その他の危険物を放置させないため、ゴミ箱の設置数や設置場所等の検討をするとともに、ゴミの随時回収を行わせる。

(5) 露店対策

露店は、祭礼には欠かせぬものとなっており、地方によっては露店そのものが祭礼の出しものとなっている。

露店は、その効果として、祭礼のムードを盛り上げるだけでなく、観衆の誘導や引き止めにもなるが、反面、出店場所によっては、人の流れを変化させたり、滞留を生じさせたりする。

- したがって、主催者側において第一次的には次のような指導をさせる。
- ア 動線上の危険箇所や観衆が、集中しやすい会場出入口付近等には出店させない。
 - イ 道路上の露店配置は、原則として道路片側配置とする。
 - ウ 行事開催中の露店の移動はさせない。

(6) 事前告知広報

行事等の開催場所への来場者が当日混乱しないよう、開催日の相当前に、行事の開催を告知する広報の際には、

- 行事等の概要
- 車両の交通規制と迂回路
- 駐車場及び駐輪場の有無と「有り」の場合はその場所
- 公共交通機関の案内
- 会場周辺における歩行者等の動線と迂回路
- 案内所、救護所、トイレ等の場所
- 例年の混雑場所、状況及びそれに対する協力依頼
- その他事故を防止する上での必要事項



を併せて行わせる。

この場合、立て看板、横断幕等各種広報媒体の活用により広く周知させる。

2 主催者等との事前検討会

安全対策上の問題点をクリアするため、主催者等関係者との検討会を随時開催する。

- (1) 検討会には、消防等関係機関の出席を求めるとともに内容等に応じて全体会議、担当部門別会議（整理誘導、交通規制、安全施設等）を開催するなど、きめ細かい実質的なものとする。
- (2) 検討会には、警察署の担当幹部はもとより関係する本部各課員を出席させ、指導、助言が徹底されるよう配慮する。
- (3) 検討会においては、主催者側から行事等の内容、観客の動線、自主警備員の数、配置箇所、任務等が盛り込まれた自主警備計画を説明させた上で、警備上の問題点を抽出し、必要な指導、申し入れ等を行う。



- (4) 検討会においては、各関係機関（交通機関、医療機関、電力・電話会社、市町村等）への協力依頼事項と必要な連携が図られているかどうかを確認する。
特に、救急医療体制面では、救急車の前進配置、救護所の設置と同所への医師、看護師の配置について要請する。

3 合同の実地踏査

恒例的な行事であっても、雑踏警備は年ごとに条件や事情に変化が生じることから、各種情報を共有化するため、主催者等との合同実地踏査を1回以上行う。

実地踏査では、

- 現場及び付近の地形・地物、現場周辺の交通機関、交通量、道路の幅員及び照明度並びに気象の状況
- 建物又は施設の構造及び周辺の状況、特に収容能力、非常口、避難路及び避難場所
- 警備本部の設置及び部隊の配置に適切な地点

等を中心に綿密に調査、点検を行い、事件・事故等の原因となる事象の発見及び危険の除去に努めるほか、あらゆる角度から検討を加え、主催者等に対して不備、欠陥について必要な是正措置を執らせるとともに、警察の警備実施計画に反映させる。

(1) 事前の実地踏査

主催者側の計画案（初期）の段階で実施し、現場において行事計画、警備措置等について説明を求め、不備な点については是正を指導する。

(2) 確認のための実地踏査

主催者側への申し入れ事項が措置されているかどうかを確認するために行うもので、可能な限り主催者等と合同で行い、不備な点があれば、その場で指導し是正措置を執らせる。

～実地踏査で点検すべきポイント（例示）～



祭礼が開催される神社階段の一段ごとの状況（亀裂等）を確認



初詣の神社階段の勾配、階段の踏み幅、手摺りの強度等を確認



花火大会観覧場所

停泊中の船が当日の花火大会開催中にどうなるのかを確認（花火大会の時間帯や直前に離岸するとその空いたスペースに群衆が殺到する）



花火大会観覧場所

増水時にどこまで水没するかを確認

4 突発事案等発生時における措置

(1) 行事等の中止に関する事前協議

天変地異、事故等で当該行事の開催、あるいは続行ができない状態となった場合の中止の措置について、事前に主催者と協議する。

※ 中止の申し入れ

突発事案が発生し、行事等を続行することにより、人身事故等の発生のおそれと認められるときは主催者側の責任者に対し、行事等の中止を申し入れる。

(2) 不審物件等発見時における連絡方法等の協議

不審物件の発見、爆破予告等があった場合、群集を混乱させずに、迅速、的確な対応が必要である。このため、暗号等を使用した相互の連絡方法や措置要領を協議する。

不審物件等発見時三原則

触れるな

踏むな

蹴飛ばすな

(3) 避難誘導の措置

不審物件の発見、火災の発生、怪我人や急病人等に応じた避難経路、避難先、誘導方法等について協議する。この場合、避難あるいは誘導する対象人員が最大規模を想定したものを考えておく。

第3節 警察の雑踏警備

1 事前対応

(1) 事前広報

雑踏警備においては、混乱や事故を防止するために、群集の整理、誘導等その自由な行動を制限する種々の措置をとることから、群集の理解と協力が不可欠である。

このため、主催者はもちろん、警察においても行事等の概要、交通規制状況等事故防止上必要な事項について、テレビ、ラジオ、新聞等報道機関に積極的に資料を提供するほか、各種機関紙、広報紙等あらゆる広報媒体を利用し、事前広報を積極的に行う。

(2) 関係機関への協力要請等

雑踏警備の万全を期するためには、主催者と警察だけではなく、救急医療機関、海上保安庁、交通機関その他の関係機関との連携が不可欠である。そこで警察においては主催者を通じ、あるいは直接、関係機関に対し、事故防止のための事前措置、緊急時の措置等について協力を要請する。

ア 救急医療機関

会場等への医師・看護師の派遣、救急車の配備及び付近の救急病院に対する救急医療体制の確保を要請する。

この場合、多数の負傷者、病人等が発生した事態を想定した体制を要請する。

イ 交通機関

(ア) 鉄道、地下鉄、モノレール等

- 利用駅及び周辺の踏切への整理・誘導員の増配置
- 切符売り場、臨時改札口の増設
- コンコース、階段、改札等における規制、誘導
- ホーム上の混雑に伴う隣接駅での降車措置
- 臨時増発、連結車両の増車
- 適切な構内・車内放送

(イ) バス会社等

- 臨時バスの増発
- 交通規制区域外への迂回路線、停留所移設等の実施と事前広報の徹底
- 各停留所における整理・誘導員の配置
- 臨時停留所の設置

ウ その他関係機関

その他、行事等の内容により、消防、海上保安庁、電力・電話会社、レッカー会社等に対する協力要請を行う。

(3) 警備要員の応援要請

他警察署等からの警備要員の応援を必要とする時は、行事等の開催日の1箇月前までに、本部長に派遣要請（地域部地域課経由）を行う。

2 警備実施計画の策定

(1) 警備情勢の判断と基本方針の樹立

警備実施計画は、警察署にあっては雑踏警備実施主任者が中心となって企画、立案するものとし、

- 行事等の実態
- 主催者及び関係機関の行う事故防止措置の実態
- 会場及びその周辺の施設、環境的条件
- 参集者の質及び量
- 周辺の交通事情
- 宣伝、人気等の状況
- 開催時間等
- 平日・休日別、昼夜別、天候別

等を踏まえ、警備情勢を判断した上で最悪の事態を想定した基本方針を樹立する。

(2) 警備実施計画策定を目的とした実地踏査

現場に即した的確な警備実施計画を策定するため警察署幹部による綿密な実地踏査を行うものとする。



イベント会場実査



観客動線実査

(3) 警備実施計画策定の基本

警備実施計画は警備情勢や実地踏査で得られた事実、過去の教訓等を踏まえ、あらゆる状況の変化にも対応できるようにするため、次の点について配慮して策定する。

- ア 参集者の安全保護を目的とし、人身事故の未然防止を最重点とする。
- イ 開催場所の環境等は1年前はもとより、1箇月前とでも異なるという自覚のもとに、例年行われるものであっても、従来の計画を安易に踏襲することなく、新たな観点から検討し、行事等の内容及び現在の実態に適したものとする。
- ウ 部隊の配置は、危険又は混乱が予想される箇所を重点とし、各部隊員の担当区域、具体的任務を明確にする。
- エ 警備（指揮）本部と部隊相互間の指揮命令系統を明確にする。
- オ 警備本部等の設置については、部隊指揮、通信、交通等の諸条件を検討し、適切な場所を選定する。
- カ 突発事案に的確に対応するため、可能な限り予備部隊を確保するほか、各部隊には二次的任務を付与するとともに、措置要領を具体的に明示する。
- キ 装備資機材を積極的に活用する。

(4) 警備実施計画の区分

雑踏警備実施計画は、警察署において策定する。ただし、次の場合は、警察本部において策定し、または調整する。

- ア 警備の規模が特に大きく、長期にわたるとき。
- イ 警備が二つ以上の警察署の管内に及ぶとき。
- ウ その他警察本部長が指示するとき。

(5) 警備実施計画策定要領（警備実施計画の内容）

警備実施計画の策定に当たっては次の事項を重点に本要領に沿ったものとする。

ア 警備実施計画の名称

行事等に応じたもの。

イ 行事等の概要

日時・場所、行事等名、主催者・現場責任者、行事内容、予測人出数（前年の人出数）等を明記する。

ウ 警備方針

警備方針は、警備情勢を的確に判断し、群集による雑踏事故防止等安全確保の観点から樹立する。

エ 警備体制

(ア) 警備本部等の設置

行事等の規模・性格等によっては、組織的に情報を集約し、一元的に指揮が執れるよう警察署警備本部、現地警備本部を設置するとともに、警備が長期間に及ぶ場合には、必要に応じて、補給班等も設置する。

(イ) 指揮・命令体系の確立

報告・連絡、指揮・命令が迅速かつ確実に伝わるよう指揮体系を明確にする。

(ウ) 警備部隊の編成及び任務

部隊の全体構成、個々の部隊員の任務を具体的に示すとともに、各部隊間において相互支援がとれるものとする。

オ 警備要点

実地踏査等の結果を踏まえ、著しく混雑する場所及び危険な道路、石段等の転倒しやすい場所、階段・橋・トンネル・その他群集の逃げ場のない場所等を明らかにする。

その際、物理的要因のみでなく行事の進行や天候の変化等による状況の移り変わりを十分念頭においたチェックを行う。

カ 危険防止の措置

上記警備要点等に対する事故防止のための措置を具体的に示す。

キ 交通規制

予想される人出に応じた合理的な整理対策を立て、必要な範囲にわたる車両の通行禁止又は制限、その他の交通規制を行う。

ク 広報活動

(ア) 広報文案の事前作成

予想される状況を想定して事前に適切な広報文案を作成する。

(イ) 主要地点における現場広報体制の確立

交差点、会場出入口等の要衝においては、広報台等を設置するとともに、あらかじめ指名された広報員を配置する。

(ウ) 積極的な各個広報

広報は、前記広報員のみならず現場の状況に応じて警備部隊の全員が積極的に行うよう徹底する。

この場合、広報に関する現場責任者（班長）を指定し、当該責任者の統率の下、各個広報が実施されなければならない。



ケ 装備・服装

(ア) 装備資機材

- a 主催者、警備会社等が用意するものと併せ、トラメガ、ロープ等の必要資機材を携行する。
- b 広報車、指揮官車、投光車等の車両を帯同する。
- c 情勢により、爆発物処理班、機動装備隊を配備し、必要な資機材を帯同・携行させる。
- d 仮設電話、無線機、監視カメラ、ヘリテレシステム等の通信資機材を的確に配備し、指揮命令の確保、実態把握等に有効活用する。

※ 通信資機材の設置依頼は、次の要領で行う。

(イ) 服装

- a 任務に応じた服装を指定する。
- b 私服員が立ち入り禁止区域に入る場合は、腕章等を着用し身分を明らかにする。

コ 事件事故発生時の措置

部隊投入までの間、個々の現場警察官が第一次的にとるべき措置を中心に示す。

サ その他

(ア) 通信要領

有線、無線通信の機能が最大限に活用され、警備本部、警備部隊間の相互連携が効率的になされるよう、効果的な運用計画を作成する。

- a 警備の呼称名、部隊の呼び出し名称、会場呼称を明記する。
- b 通信系（主幹系、部隊長間系統）を指定する。
- c 各無線機ごと、その性能に応じて、予備電池交換時期、方法を示しておく。
- d 突発事案発生時には、至急報で通話させる。
- e 関係先電話番号一覧表を作成し、各部隊員に携帯させる。

相互連携



(イ) 人出報告要領

報告時刻及び報告要領を示して簡潔に報告させる。

この場合、群集の密度を最大関心事とし、滞留に関するものは必要に応じ適宜報告させる。

(6) 警備部隊員に対する警備実施計画の周知徹底

ア 警備対策会議の実施

個々の部隊長（必要に応じて部隊員全員）を招致して、警備対策会議を実施する。

なお開催時期については、警備対策会議で抽出された問題点を警備当日までに解消させる必要があることから警備当日より相当前もって行う必要がある。

イ 警備部隊員による実地踏査

警備部隊による実際の警備の時間帯に合わせた実施踏査を行い、個々の部隊員の配置箇所、任務、留意点等についての確認を行う。

ウ 教養及び訓練の実施

警察署長等の幹部は、個々の部隊員に任務を具体的に指示するとともに、群集の特性、受傷事故の防止、活動要領及び関係法令等に関する教養を行うほか、

- 治安警備実施とは、本質的に異なることなど雑踏警備実施の特殊性について自覚させること。
- 常に親切を旨とし、泥酔者等のいやがらせに対しても不用意な言動はしないこと。
- 警備本部等への報告、連絡を活発に行うとともに、雑踏警備実施全体の状況の掌握に努めること。

を周知徹底する。

また、部隊幹部による個々の部隊員に対する想定に基づく訓練を実施する。



3 現場対応

(1) 警備本部の設置等

関係警察署は、指揮の一元化を図るため、警察署及び現地に警備本部を設置する。

なお、現地警備本部については、主催者側等関係機関と相互に連携がとれる場所に、設置することを基本とする。



ア 警備本部の運用

- (ア) 警備本部長は、警備本部にあって本部要員を指揮し全般についての把握と総合的判断に努めるほか、必要により直接現地を巡視し、適切な部隊運用を行う。

なお、警備本部長は、現地の巡視等で警備本部を離れる時には、緊急事態に迅速、的確に対応できるよう常に伝令を帯同する。

- (イ) 警備本部の幕僚等は、警備本部の機能を十分発揮できるよう相互に連携して警備本部長を補佐し、係員は命ぜられた事務を忠実に遂行する。

イ 主催者等との連絡体制の確保

現地警備本部は、主催者等と併設するだけでなく、相互に連絡員の派遣を行うなど、連携に齟齬を来さないよう配慮する。

(2) 警備部隊の運用

ア 警備実施計画の周知徹底

各級指揮官は、部隊を掌握し、明確な指揮を執るとともに、各部隊員の配置場所及び具体的任務について再徹底する。

イ 弾力的な運用

警備本部では、主催者側の自主警備を先行させるが、主催者側の自主警備の状況を総合的に判断し、必要により警察部隊を投入するなど、部隊の弾力的運用を図る。

(3) 現場広報

動線等で滞留が生じ、その状態が長くなると、滞留の中の群集には、不安感やイライラが生じ、これを放置すると思わぬ事故を誘発するおそれがある。

そのため、広報用資機材を最大限に活用し、積極的な現場広報を実施する必要がある。

なお、当日の個々の現場広報に当たっては、警備部隊員全員がその時々
の状況（行事の進行状況、現在混雑しているその理由等）に関する情報の積極的収集に努めなければならない。

ア 一般的留意事項

- (ア) 警備部隊員全員が広報の重要性、必要性を十分認識し、タイムリーな広報の実施に努める。
- (イ) 警備部隊の活動状況、雑踏状況、交通規制状況と連動した内容の広報を実施する。
- (ウ) 群集の心理状態を洞察して、これに対応した広報を行い、群集の協力と納得を得るよう努める。
- (エ) 案内、呼出、誘導、警告等の広報区分をよく理解、認識して実施する。
- (オ) 単調で執拗な広報は、逆に反感を持たれたり、また、あまり危険性を強調すると逆に群集心理をあおり立てたりするので注意すること。

イ 広報文案の作成（別記1参照）

(ア) 平易な言葉を

警察用語、専門用語、難解な言葉、同音異義語はなるべく避け、小学生でも分かるような平易な言葉を使用する。

拾得物 ————— ひろいもの

遺失物 ————— おとしもの

(イ) センテンスを短く

放送文書は、短文の積み重ねがよいと言われており、センテンスの長さは45字前後が適当とされている。

このため一つの文に多くの事項を盛り込まないようにするとともに、「このため」、「そして」、「しかし」等の接続詞を用いて短文を積み重ねる。

(ウ) 結論を先に

普通の書き言葉とは逆に「ご参拝中の皆さん、前の人を押したり、走ったりしないでください。」などと英語的に結論を先にもってくる言い方で、その後、必要に応じて「境内は大変混雑してまいりました。押したり、走ったりすると前の人を転んで怪我をしたりして大変危険です。」と補足的に理由を述べておく。

(エ) 適当な間合いを

話しながら間をおいて、その間、聞き手の理解を待ち、それから次の語句を発することが必要である。

この間合いについては、話の内容、その場の状況などからどれくらいが適当であるのかは、一概には言えないが、一般的には

- 1秒以上 ———— 文章の句と句の切れ目
- 2秒以上 ———— 文章の切れ目
- 3秒以上 ———— 相手に問いかけや質問をしたとき

とされている。

(オ) 話し言葉による自然な表現に
誰の耳にも分かりやすい普通の話し言葉でセンスのよいものを心掛ける。

(カ) 突発事案等の発生を想定した文案も準備
突発事案等が、発生した場合、広報活動を積極的に行って、群集に対して、その協力を求めて混乱の鎮静化と不安感等の除去を図っていく必要がある。

あらかじめ、予想される事案を想定した文案を準備する。

ウ 事前訓練

(ア) 自信のない広報は、聞く人に不安と危惧を生じさせるので、広報者自身が直接現場を見て事前に作成した広報文案を補正するなどし、自信のある広報ができるよう徹底した事前訓練をする。

(イ) 広報内容が、誤って受け取られないことがないように事前に警備関係者以外の係員に聞いてもらうなど、言葉や数字の使い方等を検討する。

エ 広報資機材等の整備点検

(ア) 広報資機材の点検
拡声器、電源等の整備点検を十分に行い、有事の活用に備える。

(イ) 広報環境の変化
地形、地物、風向き等、現場の状況を把握し、広報拠点、音量等の点検を実施する。

オ 広報の実施

- (ア) 案内・呼出・誘導広報は「親切」を基本とするが、突発事故等の発生、または、そのおそれがあるときは、厳しい語調で拡大防止、避難誘導等、事態収拾に向けた注意・指導・警告的な広報を実施する。
- (イ) 発音及び音声は、標準語を用いて落ち着いた調子で行い、状況に応じて柔軟性を持たせる。
- (ウ) マイクを意識せず自然な「話しかけ口調」で行い、主要な語句は、明瞭に放送する。
- (エ) 語調の遅速、高低、強弱を持たせる。
- (オ) BGMの活用を検討する。

(4) 装備資機材の活用

ア 通信資機材の活用

- (ア) 雑踏警備における情報の共有化は極めて重要であるので、無線の不感地帯を把握し、必要により中継点及び有線電話を設置する。
- (イ) ヘリテレ、交通管制モニター等を有効に活用する。

イ 規制関係資機材

- (ア) サインカー、立て看板、横断幕等の表示内容、配置場所を確認する。
- (イ) テープ、ロープ、カラーコーン、スタンション等は現場の状況に応じて活用する。

ウ その他

- (ア) 照明資機材（投光車、投光器等）等は、突発事故等の発生時の運用を含めて準備する。

- (イ) 夜光チョッキ、赤色灯は、各現場従事員に携行・活用させ、受傷事故防止に万全を期す。

(5) 交通規制等

ア 交通規制の実施

交通規制は、必要最小限の時間、区域及び方法によることを原則とし、主管課と検討して実施する。

イ 交通整理活動等の実施

(ア) 交通整理員の配置

交通整理員を要点配置し、必要な交通整理を実施する。

(イ) 信号機の運用

信号機を滅灯・点滅・手動などの特別な運用をする場合は、警備本部等と連携して実施する。

(ウ) 違法駐車車両の排除の徹底

違法駐車車両については、現場広報活動を実施するとともに、レッカー車により移動措置をとる。

ウ 交通情報の報告

各交通要点における交通状況等の報告については、時間帯を指定して行わせる。ただし、特異なものについては即報させる。

エ 露店等の道路不正使用の取締り

露店等による道路の不正使用事犯があれば、すみやかに排除する。とりわけ、会場、周辺道路、バス・タクシーの臨時乗降場所、駅の出入口、通路等混雑が予想される場所については、直ちに排除する。

(6) 悪天候時の対策

ア 行事中止・一部中止・延期（以下「行事中止等」と言う。）時の措置

- (ア) 気象条件等による行事中止等の措置については、群集の安全確保のため、予め定めた主催者側の基準を遵守させる。
- (イ) 主催者の行事中止等は、前日を含め早い段階に判断させる。
- (ウ) 行事中止等に伴う関係機関への連絡及び広報は、主催者に実施させる。

イ 群集等の整理誘導対策

- (ア) 駅のホーム、階段、通路等一時的に群集が集中する場所に部隊を配置して混乱等の防止に当たるとともに、整理誘導等の広報を徹底する。
- (イ) 凍結、増水等による危険箇所での積極的な広報、迂回措置等を実施する。

(7) 危険等の予兆現象の把握と即報

群集は不特定多数人の集まりであることから、容易に群集心理に支配され、ささいな原因により思わぬ事故を惹起させる場合がある。警察の責務としては、予兆現象を早期に把握して当該原因を除去するとともに、先制的な分断、誘導等の措置を講じて雑踏事故の未然防止を図っていく必要があるため、次の事項を徹底する。

ア 常に雑踏状況を視野に入れ、特異動向や予兆現象の把握に努めるとともに、これを認知した場合は、速やかに警備本部等に即報する。

なお、雑踏状況については、主催者と連携して、組織的に、その混雑度を群集密度、滞留の有無により、具体的かつ明らかにする。

イ 警備本部等においては、速やかに予備隊等を投入して、早め早めに分断、誘導をするなど事故等への発展を未然に防止する。

(8) 事故発生時の措置要領

一旦突発的な事案が発生して混乱が生ずると、收拾がつかない事態に発展するおそれがある。的確な部隊運用、広報、交通規制等の措置により、その拡大防止を図るとともに、冷静沈着に負傷者を救出、救護し、事態の早期收拾に当たらなければならない。

ア 事故概要の把握と即報

事故を認知した際には、直ちに発生時間、場所、負傷者の有無等事故の概要と応援の必要性を即報し、以後逐次、負傷者数、負傷程度等具体的状況を報告する。

イ 負傷者等の救出・救護と避難等の措置

救急隊との連携を図りながら、被害者等の救出・救護部隊、群集整理部隊（あらかじめ指定しておく）を投入して、速やかに被害者等を救出・救護するとともに、群集の避難、誘導を行う。

ウ 事態の收拾措置

(ア) 群集の分散

- a 警戒線を設けて、群集の避難場所への誘導、分断措置等による空間エリアを確保する。
- b 参集者に対する、周辺最寄り駅・交差点等での来場制限、迂回・誘導等を実施する。

(イ) 広報活動の徹底

混乱の制止と人心の安定を図るため、主催者との連携による速やかな事故概要に関する広報を行い、事故の拡大防止に対する協力を得るよう努める。

この場合、事故の概要について、生々しい表現は避ける。

(ウ) 行事の中断(中止)措置

主催者等に対し、行事の中断、中止について指導する。

エ 被害実態等の把握

(ア) 被害調査班の病院等への派遣

負傷者及び負傷程度の早期把握を図るとともに、家族等に連絡を行う。

(イ) 事件化に向けた措置対策

将来における業務上過失致死傷等事件としての対応を念頭に置いて、現場保存等を確実に行うとともに、主催者側責任者、参考人等関係者を確保する。

(ウ) 報道対策

総務部県民広報課等本部関係課との連携による報道対策を確立する。

4 事後対策

(1) 実施結果の把握と警備実施計画の検討、見直し

- ア 雑踏警備終了後、当該雑踏警備に従事した警察職員に対し、アンケート方式による従事結果に関する調査等を行い、事後の警備実施計画に反映させる。
- イ 当該警備において雑踏が過度に集中した箇所や問題点を把握して、警備実施計画の見直しを図る。

(2) 主催者等との事後検討

- ア 主催者等との反省検討会を早急に実施し、自主警備の実施方法について改善を申し入れる。
- イ 祭礼等の伝統行事の問題点については、行事が終了した段階から主催者（住民）との十分な検討会を行い、長期的な展望に立った改善に配慮する。

(3) 雑踏に関する問題点の申し継ぎ

雑踏警備現場で認知した危険な状況は、たとえ一瞬のことであろうとも、いずれ事故が起きる予兆であり、今後の雑踏対策上の重大な問題点として確実に記録し、雑踏警備実施主任者等の人事異動があった場合には、後任に確実に申し継ぐ。

第5章 雑踏事故の実例

雑踏事故の実例

過去の実例によると、日本で一番大きな被害が出たのは、昭和31年の元旦、新潟県の弥彦神社で発生した群衆事故である。このときの死者は124名、負傷者177名であった。これ以外にも、昭和9年1月8日、京都駅の跨線橋で発生した事故（死者77名、負傷者74名）、昭和29年1月2日、皇居の二重橋で発生した事故（死者16名、負傷者30数名）、昭和27年6月18日、日暮里駅の跨線橋で発生した事故（死者6名、負傷者7名）などがある。

これらの事故の共通点は、理由はともあれ局所的に高密度の場所で発生していること、それと関係して発生場所が、階段、ブリッジといった逃げ場のない閉所空間で発生していることである。

他にも雑踏事故は数限りなくあり、昭和51年12月21日、ジャンボ宝くじの発売をめぐって福岡、松本、大阪など全国的に発生した事故、平成2年1月6日、大阪のライブハウスで発生した事故、平成7年12月24日、大阪と札幌の場外馬券売場で発生した事故など枚挙に暇がない。

世界的には1990年7月2日、サウジアラビアの聖地メッカで発生した事故が最大で、死者数は1,426名であった。この事故は巡礼者を通す歩行者用トンネル内（長さ約500メートル、幅20メートル）で発生したもので、トンネル内が停電したためエアコンと照明切れでパニック状態になり、酸素不足と高温が犠牲者を増やす原因となった。

（木下富雄,2002,第155回県下署長会議 講演時配布資料から）

過去の死傷者を伴う主な雑踏事件事例（県外）

番号	発生日月	都道府県	行事名	死者	傷者	原因	概要
1	昭29年1月2日	東京	一般参賀	16	64	入場争いで転倒	皇居前広場に身動き出来ないほど集まった群集整理のため、綱により橋への入場規制を行っていたが、人が綱に挟まれ始めたため、綱を緩めた瞬間に、我も我もと二重橋上に群集が押し寄せ転倒したものの。
2	昭31年1月1日	新潟	神社の餅撒き	124	177	餅の奪い合いで転倒	初詣で混雑した神社石段付近において「餅撒き」が行われたことから、これを奪い合う群集が転倒したものの。
3	昭35年3月2日	神奈川	歌謡ショー	12	14	入場争いで転倒	横浜体育館における歌謡ショーで観客が入り付近の入場争いで転倒し、折り重なったものの。
4	昭40年5月10日	鹿児島	歌謡ショー	1 (警察官)	11	割り込みで転倒	鹿児島県体育館における歌謡ショーで、観客9,000人が入場待ちをしていたところ、列外の300人が会場入口に割り込んだことにより、列が乱れ混雑し転倒したものの。
5	昭40年10月22日	福岡	歌謡ショー	1 (警察官)	11	割り込みで転倒	若松文化体育館における歌謡ショーで入場列に割り込み、列が乱れ混雑し転倒したものの。
6	昭42年4月22日	大阪	桜の通り抜け	1	27	殺到して転倒	大阪造幣局の通り抜けにおいて花見客が門内に飛び込むような勢いで殺到し、押されて転倒したものの。
7	昭53年1月27日	北海道	ロックコンサート	1	8	ステージに殺到し転倒	札幌中島スポーツセンターにおける英国ロックバンドグループの公演で、観客5,000人のうち、一部ファンがステージに殺到したため転倒したものの。
8	昭57年10月16日	愛知	歌謡ショー	1	10	殺到して転倒	豊橋市体育館において開催された「青春歌謡スターパレード」で先頭部の400人が殺到したため転倒したものの。
9	昭62年4月19日	東京	ロックコンサート	3	20	ステージ前で團子状態となり転倒	日比谷野外音楽堂でのロックグループの公演において、観客3,000人のうち、一部ファンがステージに駆け寄り、殺到したため前列の観客が団子状態で転倒したものの。
10	平2年1月6日	大阪	ロックコンサート	1	2	押されて転倒	大阪市北区のライブハウスで行われたロックバンドグループの公演中に、満員(550人)の観客が演奏により興奮状態となり、後方の客が前方の客を押しだしたため転倒したものの。

過去の死傷者を伴う主な雑踏事件事例（県内）

番号	発生年月日	管轄署	行事名	死者	傷者	原因	概要
1	昭54年3月29日	甲子園	選抜高校野球大会	2	0	殺到して転倒	第51回選抜高校野球大会の大会3日目、甲子園球場正面内野席入場券売場前に多数の観客が整列、後列の者が入場券の発売を開始したものと勘違いし、我先にと窓口に殺到したため、前列の20人が転倒したもの。
2	昭58年6月4日	甲子園	ヤングアイドル野球大会	1	9	車にファンが殺到し転倒	ヤングアイドル野球大会終了後、帰宅中のファンの一部が国道43号線に駐車しているワゴン車に人気タレントが乗車しているものと勘違いし、「キャー」と叫びながら車両に接近、これに呼応するようにファン数十名が殺到し転倒したもの。

注 雑踏事故そのものではないが、雑踏警備に関連した事件として、神戸まつりに際し、新聞記者が暴徒化した群集に車両で轢過され死亡するという事件がある。（昭和51年5月15日）

第6章
参 考 资 料

別記1 (本文62ページ関連)

雑踏警備広報文案例

〔交通規制予告〕

広 報 文 案	留意事項
<p>◎ ドライバーの皆さんにお知らせします。</p> <p>今日は、○○（祭礼・イベント名）が行われるため、午前（午後）○時○分ごろから（○時○分ごろまでの間）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ この通りは、△交差点から□交差点にかけて、 ・ △橋から□橋までの○○付近の道路は、 ・ ○○通りから○○通りにかけて、 <p>大幅な交通規制を行います。</p> <p>交通規制が始まると、車両通行止めとなりますので、あらかじめご確認願います。</p>	<p>※ 時間的な余裕を持って広報すること。</p> <p>※ 規制時間が流動的な場合は、「まもなく・このあと」等により、数字の使用を控えること。</p>

〔規制等の告知と迂回等の措置〕

広 報 文 案	留意事項
<p>◎ ドライバーの皆さんにお知らせします。</p> <p>只今、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ この○○通りは、△交差点から□交差点にかけて、 ・ △橋から□橋までの○○付近の道路は、 ・ ○○通りから○○通りにかけて、 <p>○○（祭礼・イベント名）のため、午前（午後）○時○分ごろまで、車両通行止めの交通規制が行われています。</p> <p>○○方向へ向かうドライバーの皆さんは、○○通りへ迂回して下さい。</p> <p>皆さんのご協力をお願いします。</p> <p>◎ ドライバーの皆さんに重ねてお願いします。</p> <p>今日は、○○（祭礼・イベント名）のため、交通規制を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ○○方向へは、この交差点を右に進み、2つ目の信号機（○△銀行の所）を左にお進み下さい。 	<p>※ 地理不案内による混雑が見られる場合は、懇切に具体的な目標を示して案内する。</p>

- ・ 迂回路線の〇〇通りが混みあってきました。
少し遠回りになりますが、この交差点を左に進み、〇〇通りからの迂回をお願いします。
- ・ 〇〇駅付近へは、〇〇通り利用の方が早く到着することができます。

※ 迂回路線の渋滞から混乱が生じたような場合は、第2迂回路線等の利点を示して案内する。

【行事概要説明及び観衆の誘導】

広 報 文 案	留意事項
<p>◎ 〇〇（祭礼・イベント名）においでの方皆さんにお知らせします。</p> <p>【花火】 今日の花火打ち上げは、〇〇橋付近の中州を利用して、午後〇時〇分から〇時間の予定で行われます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ まだ、時間は十分にありますので、 ・ 観覧場所の〇〇公園は、広い公園でまだ十分ゆとりがありますので、 駆け出したりせず、前の方に続いて順序よくお進み下さい。 <p>観覧場所の〇〇公園までは、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 足元が暗くなっており、階段や砂利道もあります。 ・ 幅の狭い橋を渡っていただく場所があります。 <p>足元には十分注意してお進み下さい。</p> <p>【祭礼】 神輿は、午前（午後）〇時〇分ごろに△神社を出発し、◇◇商店街や〇〇通りを通って△神社に戻ってきます。 神輿見物の皆さんは、◇◇商店街方向へお進み下さい。</p> <p>【初詣】 参拝は、初太鼓に合わせて開始されます。その場所で、もうしばらくお待ち下さい。</p>	<p>※ 急ぐ必要がないことを強調し、駆け出し等を防止する。</p> <p>※ 危険場所の事前案内で注意を喚起する。</p>

〔整理方法周知と協力要請〕

広 報 文 案	留意事項
<p>◎ 今日の○○（祭礼・イベント名）は、大勢の方でにぎわうことが予想されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ○○通りは、◇時から◇時まで、○○方向への一方通行となります。 ・ 後戻りなどはできなくなりますので、あらかじめご確認願います。 ・ 只今この通りは、○○方向への一方通行となっています。立ち止まることなく、前の方に続いて順序よくお進み下さい。 ・ 歩道を半分に区切り、車道側を見物席として整理しています。建物側の半分は、歩行者の皆さんが通りますので広く開けておいて下さい。 <p>【花火】</p> <p>皆さんにお知らせとお願いをします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 橋の上の歩道（土手の上の通路）は、気分が悪くなった方などのための緊急避難路となっています。花火見物のための立ち入りはやめて下さい。 ・ 黄色いロープで区切った部分は、川への転落や斜面での転倒事故を防止するため立入禁止となっています。ロープの内側へは、入らないで下さい。 <p>【初詣】</p> <p>皆さんにお知らせとお願いをします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 参道の中央を柵で区切り、一方通行で整理を行っています。後戻りはできませんので前の方に続いて順序よくお進み下さい。 ・ この場所から皆さんには、一緒に進んでいただきます。○○からおいでの皆さんは参道の右側へ、△△からおいでの皆さんは参道の左側へお進み下さい。 	<p>※ 立ち入りを禁止する理由を示し、理解と協力を得る。</p>

〔迷惑・危険な行為への注意〕

広 報 文 案	留意事項
<p>◎ 皆さんをお願いします。 今日は、お年寄りや子供さんが大勢見受けられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 危ないですから押し合ったりせず、 ・ お年寄りや子供さんを前に出してあげるなど、事故のないよう、お互いに譲り合ってください。 	<p>※ 兆候が見られた時点、または、初期的な段階において早期に実施し、同調者の増大や危険状態の拡大を防止する。</p>
<p>◎ ガードレール（階段、街路樹、塀、屋根等）に乗っている方、あなただけでなく、下で見物している皆さんが怪我をされるおそれがあります。 危ないですから、下に降りてご覧ください。</p>	
<p>◎ 傘をさしている方は、まわりの皆さんの迷惑とならないよう注意してください。</p>	<p>※ 日傘や小雨で傘の使用者が少ない場合の広報</p>
<p>◎ 肩車をしている方、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 混みあった中では、危ないですからご遠慮下さい。 ・ まもなく進んでいただきますので、お子さんを下に降りしてあげて下さい。 	<p>※ 完全な停止状態等、危険性がない場合は控える。</p>
<p>◎ 車道で（縁石に座って）見物している方、危ないです（ドライバーの迷惑、パレードの妨げとなります）から歩道に上がって下さい。</p>	
<p>◎ 横断歩道付近（駅・地下鉄・会場等の出入口）で立ち止まっている皆さん、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 横断した方が歩道に上がることができません。 ・ 駅利用者が通行できません。 ・ お帰りの皆さんが出られません。 <p>迷惑ともなりますので、広く開けておいて下さい。</p>	
<p>◎ 無理に前に出ようとしている皆さん。 この先も大勢の皆さんで混みあっています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ これから見物される皆さんは、比較的空いている○△銀行の方向にお進み下さい。 ・ お急ぎの方は、○△銀行方向への迂回（横断地下道や歩道橋の利用）をお願いします。 	

- ◎ 階段（土手の斜面、混みあった歩道等）を走っている皆さん、
 - ・ まわりの皆さんの迷惑となります。
 - ・ 皆さんだけでなく、下（まわり）にいる皆さんも怪我をするおそれがあります。
 危ないですから、すぐにやめて下さい。

※ 他を巻き込んだ大きな事故につながる可能性を示唆する。

【事故等発生時】

広 報 文 案	留意事項
<p>【転倒事故】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 皆さん、止まって下さい。 前の方で子供さんが倒れました。（怪我人が出たようです。）しばらくその場でお待ち下さい。 ◎ 皆さん、救急車（救護の警察官・担架等）が通ります。 道の中央を広く開けて下さい。 ◎ 皆さんをお願いします。先ほどの事故は、〇〇（押し合い、階段の踏み外し等）と判明しました。 <p>ひとつ間違えれば、大きな事故につながるものでした。せっかくの〇〇（祭礼・イベント名）が、悲しい結果とならないよう、お互いに注意し合い、落ち着いて行動して下さい。</p> <p>【停電】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 皆さん、その場所で動かずにしばらくお待ち下さい。 只今、停電の原因を調べています。 ◎ この停電は、〇〇が原因であることが判明しました。 只今、修理中ですが、あと〇〇分くらいかかる見込みです。 <p>停電の場合、動くことが最も危険です。その場所で動かず、復旧まで、もうしばらくお待ち下さい。 皆様のご協力をお願いします。</p>	<p>※ 転倒者が出て、観衆は気付かない場合もあるので、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 まず、強い口調で観衆の足を止める。 2 事故概要を説明し、救護措置への協力を求める。 3 事故発生原因を知らせ、以後の行動に自重を促す。 <p>※ 理由と復旧の見込み等の情報を提供し、デマによるパニック等を防止する。</p>

【火事】

- ◎ 皆さん、駆け出さないで下さい。
 - ・ ○○で発生した火災による危険性はありません。
 - ・ 火災は小さなものです。
 - ・ ○○で発生した火災は、既に消火活動に入りました。警察官の誘導に従って、落ち着いて行動して下さい。

- ◎ 皆さん、△△（目標物）方向に移動して下さい。
火災現場付近の方を避難させるため、この付近の皆さんには、○○（目標物）方向へ移動していただきます。
皆様のご協力をお願いします。

- ◎ 皆さん、○○付近で発生した火災の消火活動のため、△△（目標物）方向への通行止めを行います。
 - ・ 消火活動終了まで、しばらくお待ち下さい。
 - ・ 警察官の誘導に従って、迂回をお願いします。

- ◎ ○○付近で発生した火災は、まもなく消火活動を終了します。規制解除まで、今しばらくお待ち下さい。

【地震】

- ◎ 皆さん、駆け出さないでください。
先程の地震による被害は、確認されていません。
落ち着いて行動して下さい。

- ◎ 皆さん、そのまましばらくお待ち下さい。
先程の地震で怪我人が出た模様です。この方達の救護を先に行いますので、その場でしばらくお待ち下さい。

- ◎ 皆さん、△△（目標物）方向に移動して下さい。
先程の地震で、ビルの一部にひび割れが見られるため、万一に備え、○○公園に避難していただきます。
まだ、壁が崩れた等の被害は出ていませんので、慌てることなく、落ち着いて避難をお願いします。

〔不審物件発見時・異臭発生時〕

広 報 文 案	留意事項
<p>◎ 皆さんをお願いします。</p> <p>この先で、不審な荷物が発見され（変な臭いがするとの届出を受けた）ため、警察官が調査を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通路を広く開けて下さい。 ・ ○○まで下がって下さい。 ・ その場所ですばらくお待ち下さい。 	<p>※ 緊急に避難を要する場合以外は、パニック防止のため、トラメガや口頭による部分(直接の影響がある範囲)広報を原則とする。</p>
<p>◎ 皆さんに重ねてお願いします。</p> <p>○○付近で発見された不審な荷物 ○○付近で届出のあった変な臭い } の調査のため、 一時的な通行規制を行っています。 作業が終わるまで、今しばらくお待ち下さい。</p>	<p>※ 滞留者の増加や規制に対する苦情等が見られる場合の追加広報</p>
<p>◎ 皆さんにお知らせします。</p> <p>○○付近で変な臭いがして、何人かの人が目や喉に被害を受けているため、この場所から通行規制を行っています。 ○○方向へは近付かないで下さい。</p>	<p>※ 被害の一部を知らせて観衆の足を止める。</p>
<p>◎ 皆さんをお願いします。</p> <p>○○付近で発見された不審な荷物 ○○付近で届出のあった変な臭い } の処理作業のため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 立入禁止区域を設けます。 ・ こちら側の歩道は通行止めの規制を行います。 ・ 皆さんには、念のため○○まで移動していただきます。 	<p>※ 避難を要する場合も、“念のための移動”等の言葉を用いるほか、広報者自身が落ち着き、パニック防止に配慮する。</p>
<p>◎ 移動中の皆さんにお知らせします。</p> <p>列の先頭には、お年寄りやお子さんもいます。前の方を押ししたりせず、順序よくお進み下さい。</p>	
<p>◎ 移動中の皆さんに重ねてお知らせします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ この付近も少し変な臭いがしますが、届出のあった○ ○付近では、被害は全く出ていません。 ・ 発見された不審な荷物は、警察官が確認している段階で、皆さんの避難は念のためのものです。 	<p>※ 押し合い等が見られる場合の追加広報</p>

慌てる必要はありませんので、前の方に続いて順序よくお進み下さい。

【事後】

- ◎ 皆さんにお知らせします。
 - 付近で発見された不審な荷物は、
 - ・ 安全な場所に移動しました。
 - ・ 危険な物ではないことが（○○と）判明しました。
 - 付近の変な臭いは、○○と判明しました。
- まもなく、通行規制を解除し、○○（祭礼・イベント名）を再開します。
- ご協力ありがとうございました。

〔交通規制解除と交通機関案内〕

広 報 文 案	留意事項
<p>◎ 今日の○○（祭礼・イベント名）は、全て終了しました。まもなく一方通行規制を解除します。</p> <p>この先、反対側から来るお帰りの皆さんとで混みあうことが予想されますので、○○方向へ向かわれる方は、あらかじめ道路（通路）の右（左）側に寄ってお進み下さい。</p> <p>◎ 車道にいる皆さんにお知らせします。</p> <p>まもなく交通規制を解除します。車が入ってきますので、速やかに歩道に上がって下さい。</p> <p>◎ ドライバーの皆さんにお願いします。</p> <p>ご覧のように、まだ大勢の方で混み合っています。急な飛び出し等に備えて、しばらくの間、徐行運転でお願いします。</p> <p>◎ 皆さんにお帰りの交通機関をお知らせします。</p> <p>○○線○○駅をご利用の方は、次の交差点を真っすぐ○△銀行の看板方向に、△△線△△駅をご利用の方は、交差点を右（左）に曲がり、◇◇ホテルの方向にお進み下さい。</p>	<p>※ 具体的な目標物を示す。</p>

- ◎ バス利用の皆さんにお知らせします。
 今日とは〇〇（祭礼・イベント名）のため（駅周辺の混雑緩和のため）バス停の場所が変わっています。
 〇〇方面行きのバスは〇〇デパートの前から、△△方面行きのバスは〇△銀行の前から出ています。
 案内板の矢印に従ってお進み下さい。

【行事終了時における駅の入場規制対策】

広 報 文 案	留意事項
<p>◎ 皆さんにお知らせします。 只今、この出入り口は混雑防止のため、出口専用となっています。 〇〇線ご利用の皆さんは、このまま〇△銀行方向に進み、△□書店脇の入口にお廻り下さい。</p>	<p>※ 誰にでも分かる具体的な目標物を示す。</p>
<p>◎ 〇〇線ご利用の皆さんにお知らせします。 只今お帰りの皆さんで混みあっているため、入場規制を行っています。 ・ 整理がつくまで、しばらくお待ち下さい。 ・ 歩道の建物側に寄り、○列に並んでお待ち下さい。</p>	
<p>◎ 〇〇線ご利用の皆さんに重ねてお願いします。 只今、入場規制中です。しばらくお待ち下さい。 この規制は、駅構内の混雑を防止するとともに、押し合い等による階段での転倒事故等を防止するために行っています。 事故防止に皆さんのご協力をお願いします。</p>	<p>※ 抗議等が見られた場合の追加広報</p>
<p>◎ お帰りの皆さんにお知らせします。 ご覧のように、大勢の皆さんで混み合っており、入場規制を実施中です。 只今、〇〇線乗車には30分ほどかかります。 お急ぎの方は、少し遠廻りになりますが、この先に見えます「〇〇」の大きな看板の方向に進み、〇△線の◇◇駅をご利用下さい。</p>	<p>※ 待ち時間は、駅員との連絡を密にして広報する。</p>

◇◇駅までは、およそ〇〇メートル、時間にして〇〇分くらいかかります。

〔一般雑踏対策・その他〕

広 報 文 案	留意事項
<p>◎ 皆さん、 一カ所にかたまりますと、思わぬ事故につながります。 警察官の誘導に従い、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 右（左）側の通路 ・ 両側の小さな門 <p>へもお進み下さい。 事故防止に皆さんのご協力をお願いします。</p>	
<p>◎ 皆さんをお願いします。 まだ、大勢の方が続いています。 警察では、皆さんがスムーズに進めるよう、一つの流れを作って整理をしています。 この流れに従って、立ち止まらず前の方に続いて順序よくお進み下さい。</p>	
<p>◎ お子さん連れの皆さんをお願いします。 迷子が多くなっています。子供さんをお連れの方は、手をしっかりと握って、迷子にならないようにして下さい。</p>	
<p>◎ 皆さんをお願いします。 お子さんが走っている姿が見受けられます。 こうした混みあった場所では、ひとりの転倒が大きな事故につながる場合があります。 また、以前、階段で子供が転び、大きな怪我をする事故もありました。 子供さんをお連れの方は、十分注意して下さい。</p>	<p>※ 子供の駆け出し等、事故発生の兆しがある場合は、具体例を示して注意を喚起する。</p>
<p>◎ 皆さんにお知らせします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今日、落とし物が多くなっています。 ・ 先程、スリの被害がありました。 ・ 先程、バックのひったくり事件がありました。 	<p>※ 犯罪被害広報は、必要性和現場の雰囲気等を考慮して実施</p>

持ち物には、十分気をつけて下さい。

◎ 皆さんにお知らせします。

先程、列の割り込み（喫煙、傘、逆行、花火使用等）が原因でけんかがありました。

こうした混み合った中では、ルールを守り、お互いに譲り合うようご協力願います。

今日は、警察官が皆さんの中に入り整理誘導に当たっています。

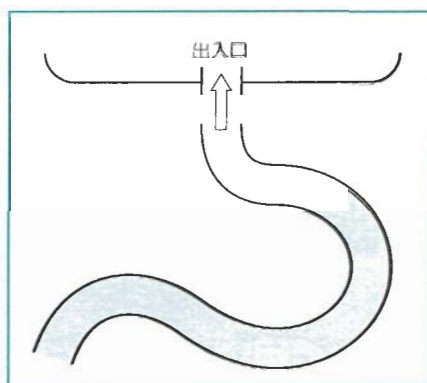
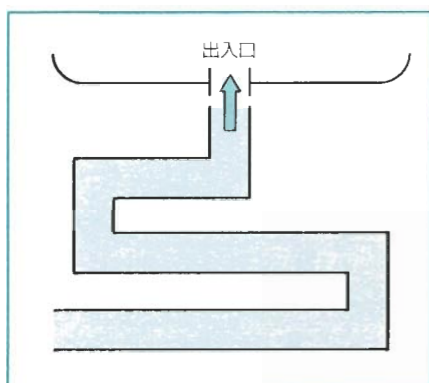
もし、迷惑行為を見かけた方は、近くの警察官にお知らせ下さい。

雑踏の整理誘導要領

1 待ち行列の整列

急に列を狭めないように、出入口と同じ広さの幅の列を作らせることを基本に、出入口前のスペースの状態に応じて蛇行或いはブロック別に並ばせる。

[蛇行整列]

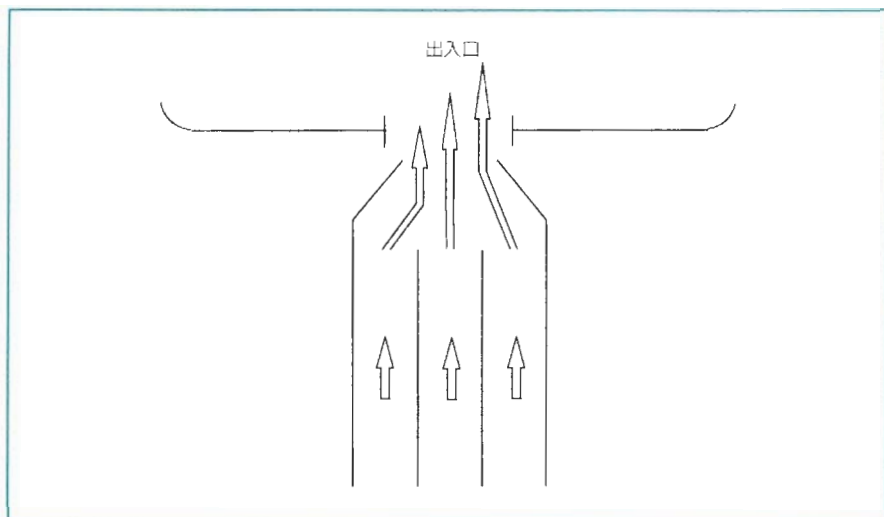


サッカー場南入口前の整列状況

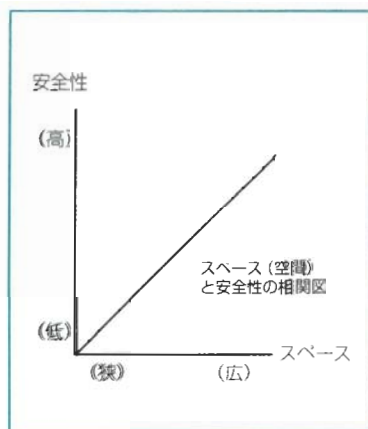
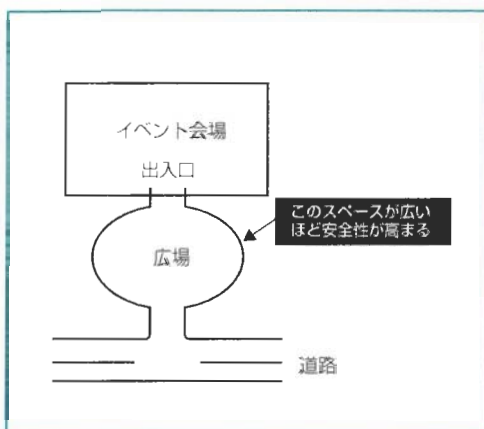


コンサート会場前の整列状況

[ブロック別整列]



蛇行、ブロック別整列は、イベント会場入口近くに道路等がある場合、観衆末尾の道路へのはみ出しを抑制できる。



2 先頭誘導

開門と同時に、群集が先を争って走り出す現象（通称「バッファロー現象」という）による転倒事故を防止するため先頭部を押さえながら誘導する。

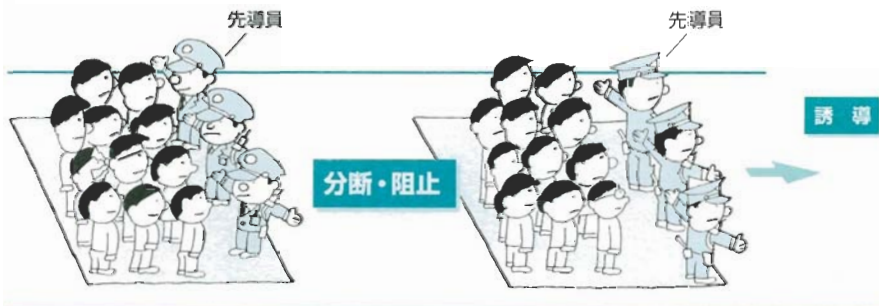


3 分断誘導～通称いかだ流し

会場が飽和状態で前進できない場合は、待ち客を分断して後方からくる群集の圧力を緩和するために実施する。

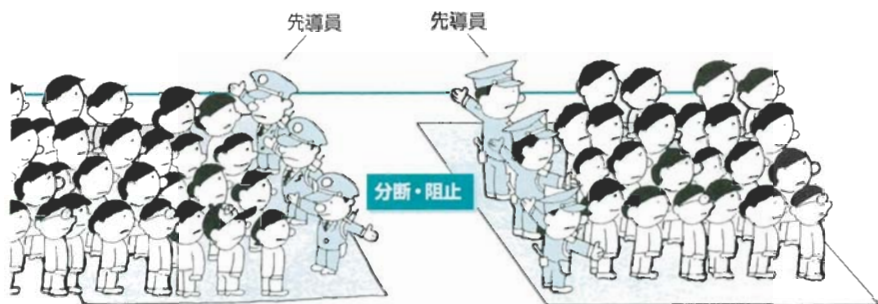


JR相生駅での花火客（帰り）の誘導
相生ペーロン祭



4 分断

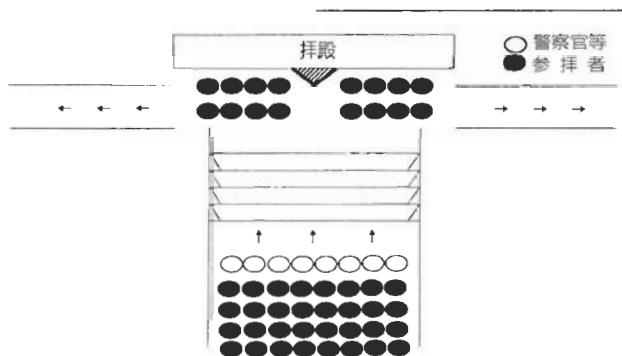
後方から多数の群集が押し掛けてきて、危険な状態になった場合または負傷者等を救助する場合などに実施する。



● 雑踏整理誘導等の具体的事例

県 外

1 成田山新勝寺(初詣)(千葉)



ア 拝殿内への進行、拝殿からの退場を一方通行としている。

イ 警察官による停止線を設定し、分断誘導(一定量以上の群集を行かせない、手をつなぐ等により規制)

ウ 表参道などからの参拝客に対し、マイク広報等を積極的に活用

エ 拝殿前に高さ約1mの三角柱状賽銭箱を設置することにより、群集が二分されスムーズな誘導及び退場が図れる。

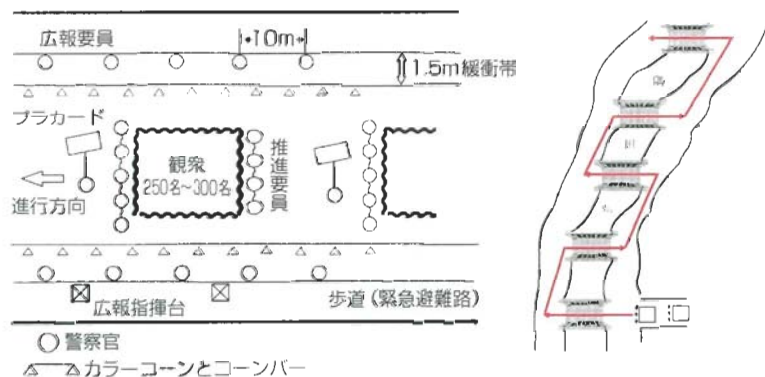
オ 寺側において年越し直前に「仏教聖歌」を流し、初詣客の気持ちを鎮めている。

2 隅田川花火大会（東京）

ア 橋梁上の観衆の推進



[橋梁上の状況]



(ア) 橋梁上両側にカラーコーン、コーンバー等で幅1.5mの緩衝帯を設置し、へばり付き防止(広報要員を10mおきに配置)

(イ) 観衆250～300名を一梯団とし、推進要員(推進帯使用)10名程度により推進

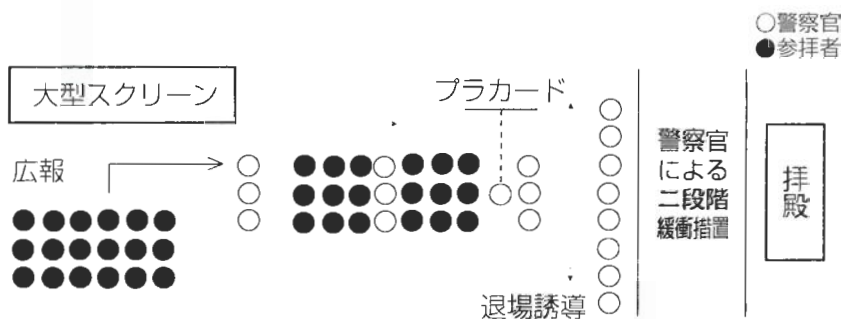
(ウ) 先頭部にプラカード(「順序よくお進み下さい」「しばらくお待ち下さい」とそれぞれ表裏に記載)を配置し、表裏を示して推進

イ 指揮台及び広報台の設置

橋梁上に指揮台及び広報台を設置しているほか、橋梁両詰の主要交差点においても高所から広報を実施している。



3 明治神宮（初詣）（東京）



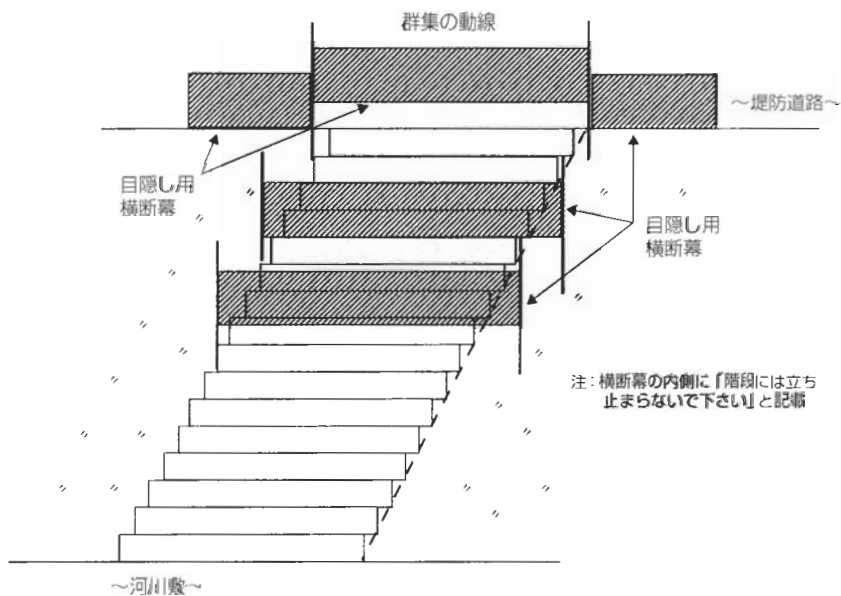
ア 分断の上、梯団の先頭に誘導員（警察官）を配置しマイク広報及びプラカードによる誘導を行う。

イ 神宮側において主に警察官、自主警備員及び社務所関係者等の警備用のために、モニターカメラ数台を設置して各参道の混雑状況等をモニターした映像を大型スクリーンで映し出し、また参拝客に対しても注意喚起を促している。

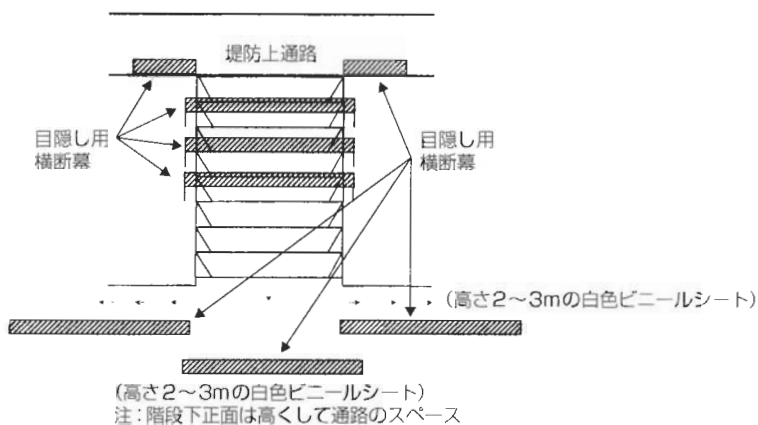
4 平成淀川花火大会（大阪）

～主催者による立ち止まり防止のための目隠し設置状況等～

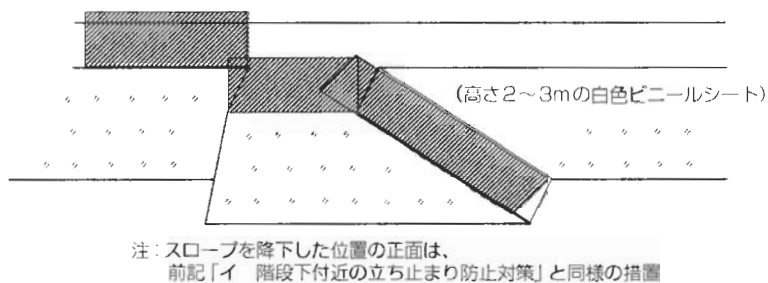
ア 階段の立ち止まり防止対策



イ 階段下付近の立ち止まり防止対策



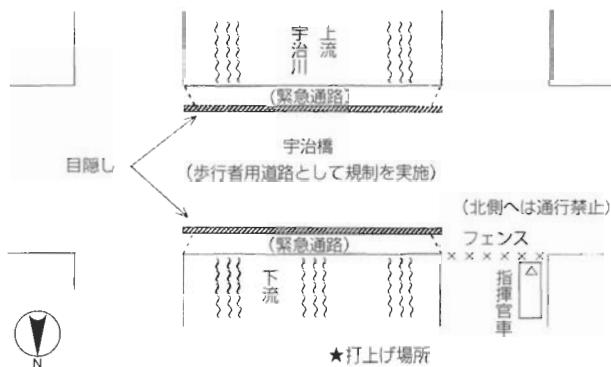
ウ スロープ付近の立ち止まり防止対策



エ 投光器の活用

「イ 階段下付近の立ち止まり防止対策」「ウ スロープ付近の立ち止まり防止対策」の方法として、階段下等の正面に投光器を配置して、高い位置から見物客を照らして立ち止まり防止をすることもできる。この場合、花火打上げ時も継続的に実施する。

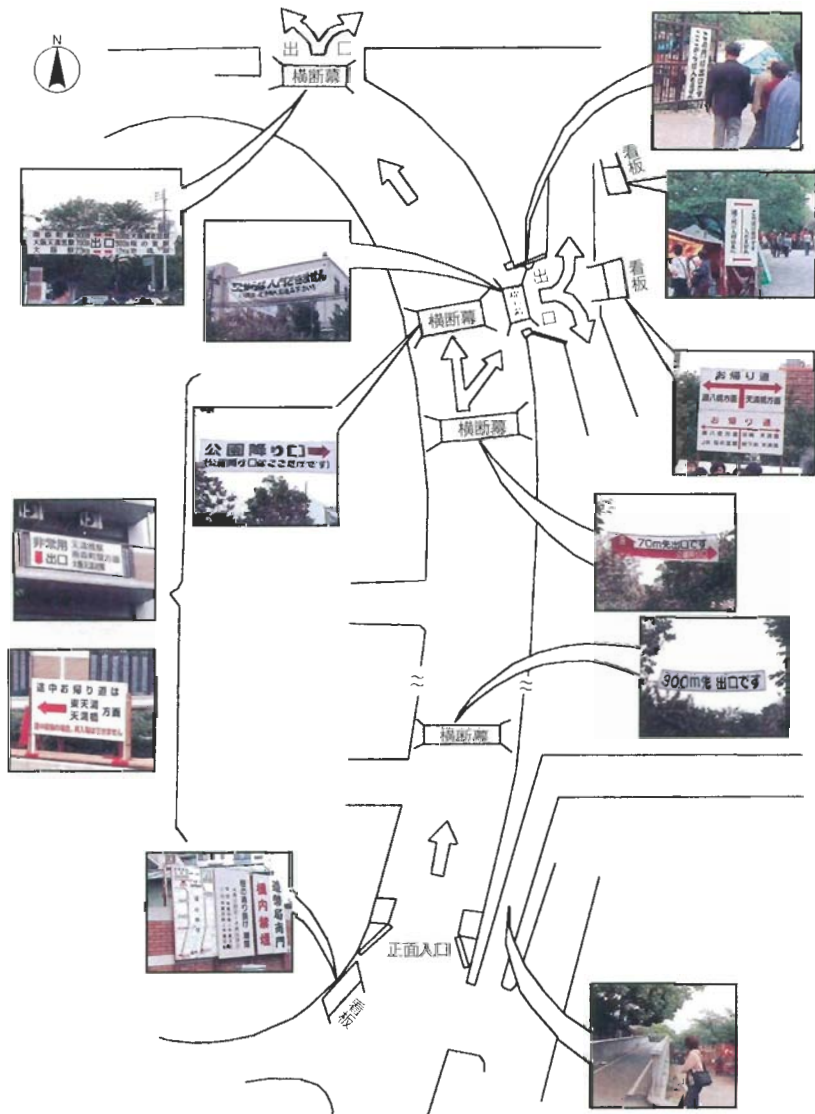
5 宇治川花火大会（京都）



- ア 宇治橋上は交通規制を実施し、歩行者道路として観衆に開放（東側は三室戸交差、西側はJR宇治駅までの間）
- イ 両側の歩車道の境に高さ約1.8mのフェンスを設置し、緊急通路部分を確保
- ウ 観衆にあっては宇治橋上に滞留させることなく常に流動させ、案内・誘導及び混雑の緩和を図っている。
- エ 上流側の緊急通路は一般観衆用の通路として、下流側の緊急通路は病人や怪我人を搬送するための通路として立入禁止とし、ポイントに自主警備員を配置して通路を確保
- オ 宇治橋西詰地点において警察の指揮官車を配置して積極的な広報により事故及び滞留防止を図っている。

6 造幣局桜の通り抜け（大阪）

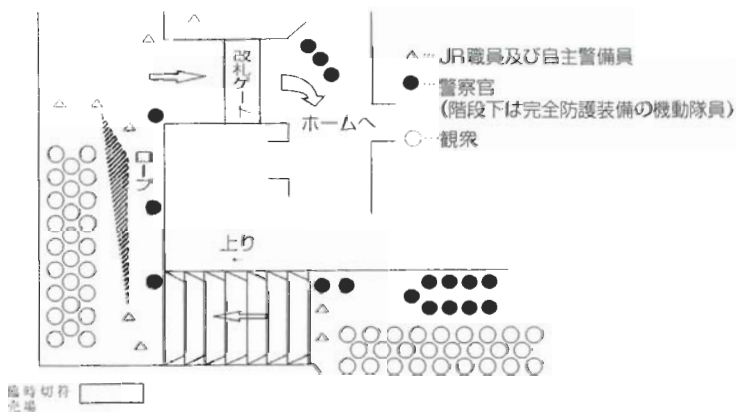
～効果的な誘導看板の配置～



県内

1 相生ペーロン祭(相生市)

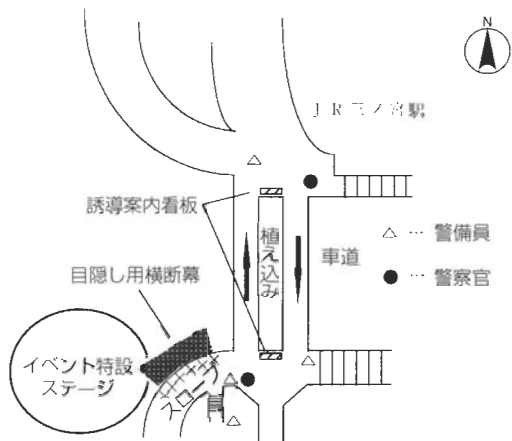
～主催者、警察、交通機関の連携～



- ア 花火大会からの帰りの観客のホーム上までの誘導について、警察の指導の下、JR職員と警備員(主催者が委託)が主体性を持ってロープを利用し分断誘導
- イ 改札ゲート前の混雑を緩和するため、臨時切符売場を設置
- ウ JR職員のうち責任ある者がトラメガで広報
- エ 警察官のうち機動隊員は、暴走期待族等による割り込み、引き返し等から生じる混乱防止のため、階段下で待機

2 神戸まつり（神戸市）

～歩道橋上の安全対策措置～



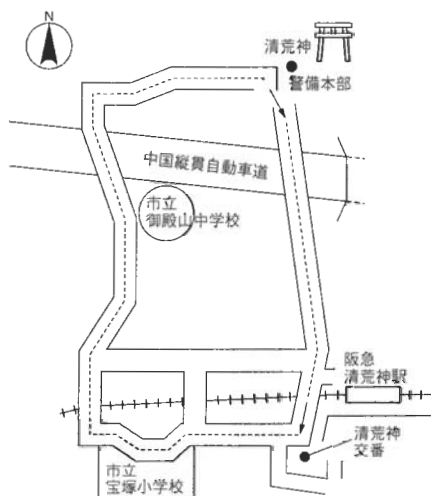
- ア JR駅から会場への主要アクセスの歩道橋上の安全対策のための措置を警察側から主催者側に申し入れ。
- イ 歩道橋南側スロープ横にイベント特設ステージが位置することから、これを観覧するための滞留（×地点）防止のため目隠し用横断幕を主催者側が設置
- ウ 歩道橋上の混雑防止のため、片側相互通行とし、誘導案内看板を主催者側が設置
- エ 橋上に警備員と警察官を配置

3 清荒神清澄寺(初詣)(宝塚市)

～動線の完全一方通行～



帰路動線



ア 寺院が最寄り駅から最短距離で約1.2キロメートルで、かつ高い位置にあり、平時は参道の相互通行としているが、初詣等の期間中は、かなりの混雑があるため参道を含む歩行者動線を一方通行規制

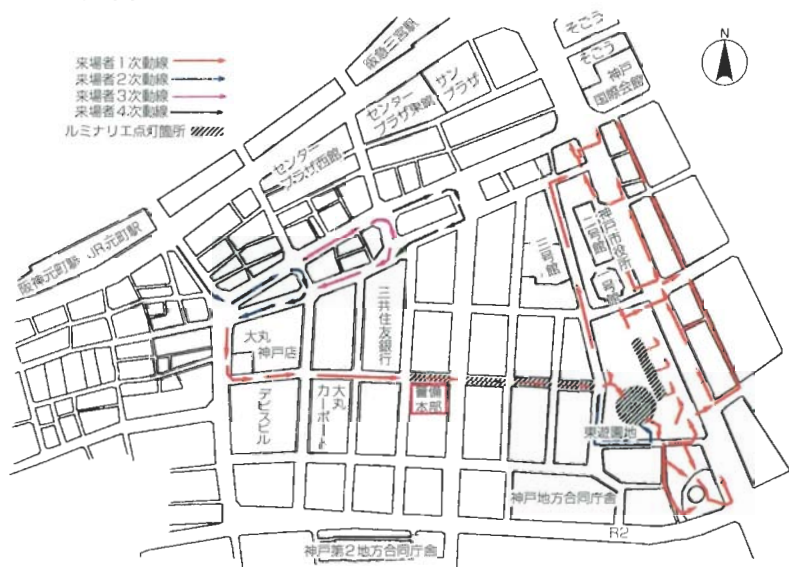
イ 一方通行経路(動線)は、最寄りの駅からすぐに神社と正反対の方向に導き、かなり遠回りとなるが比較的広い歩道に迂回
ウ 帰路は参道(坂道)を下り、一方通行として誘導

エ 往路、帰路とも坂道が続き、距離の差は約2:1である。仮に現在の時計回りと逆の一方通行とした場合、参道の商店利用者が減少する(通常、参拝者は帰路で商店に立ち寄る)ことが懸念されるため、その実施は困難である。

4 神戸ルミナリエ（神戸市）



【観客誘导图】



ア 観客動線の設定

点灯時に多数の観客が大丸の西側付近に滞留し、広幅員道路から狭幅員の会場へ流入する際の危険防止のため、分離柵により会場の道路幅と同じ幅の滞留列を作り、かつ、この列を長くとり整理、誘導を図っている。

イ 分離柵の設置

物理的な障害物である分離柵を設置することで視覚的に動線の存在が明らかとなり、割り込み等の防止に効果を上げるとともに列に並ぶことに抵抗感が薄れる。

ウ 平成13年7月に市営地下鉄海岸線が開通されたことに伴い、「三宮・花時計前駅」からの利用者と「旧居留地大丸前駅」からの利用者をそれぞれ別の出入口から地上へ誘導し、中間区域を緊急避難通路スペースとして確保

エ 荒天時等による天候の変化などに伴う地下通路への駆け込み等による雑踏事故を防止するため、地下出入口に警察官及び自主警備員を配置して対応

5 2002FIFAワールドカップ（神戸市）

ア 観客の入場時混雑防止対策



南出入口前の動線



東出入口前の動線

全席指定席であったことから、観客の来場が試合開始直前の短い時間帯に集中することが予測されるため、出入口前のスペースを有効に利用し蛇行動線を設定

イ トイレ対策



競技場内トイレは絶対数が少なく、ハーフタイム時等に観客が殺到することが予測され、トイレへの出入りの一方通行を実施

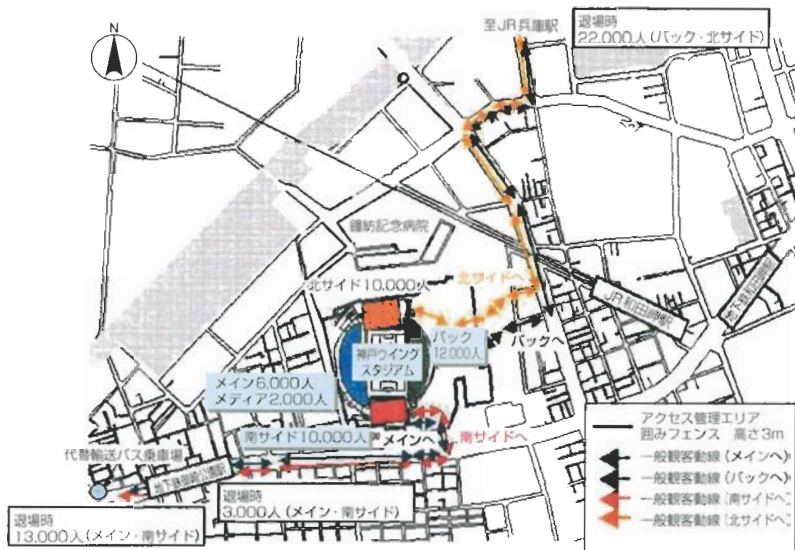
ウ 観客退場時の混雑防止対策



道路乱横断防止のための目隠しフェンス



専門広報員の配置



最寄りの駅（地下鉄）は、輸送能力が低いことから観客の退場時にはJR駅（約25分）に約半数を利用させることとして、動線を設定するに際し、最寄り駅方向への乱横断を防止するため、最も乱横断しやすい地点に主催者側が目隠し用フェンスを設置

また、当該措置による誘導をより安全に行うため、主催者側が専門広報員を配置、適宜アナウンス実施

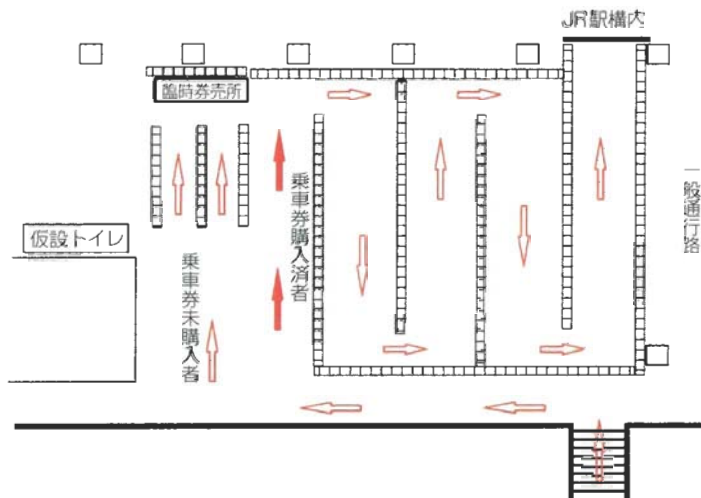
工 駅・駅頭対策



JR兵庫駅での蛇行誘導状況



観客の線路上転落防止措置



試合終了後、JR利用者の駅構内への入場に際し、混乱を生じさせないために、JR駅前のスペースを利用し蛇行誘導を実施する。

また、競技場最寄り駅については、ホームが狭く短いことから観客の線路上への転落防止のため、普段使用しないホームに空き電車を施設管理者（駅）側において設置させる。

参考文献

- 1 安部北夫 1977「入門群集心理学」大日本図書
- 2 伊吹山太郎・伊吹山四郎 1965「道路の人間工学」
技術書院
- 3 木下富雄 1958「混み方の研究－電車内における座席占有行動
の分析」
日本心理学会第22回大会発表論文集 pp.312-313.
- 4 木下富雄 1985「孫悟空はお釈迦様の手のひらの上」
やさしい社会心理学 Between,12月号 pp.108-109.
- 5 木下富雄 1986「ヒーローインタビューの秘密」
やさしい社会心理学 Between,2月号 pp.110-111.
- 6 木下富雄 2002「群集事故の要因とその制御」
日本リスク研究学会第15回大会発表論文集
- 7 日本建築学会編 1999「建築人間工学事典」彰国社
- 8 岡田光正・吉田勝行・柏原土郎・辻 正矩 1976
「建築と都市の人間工学－空間と行動のしくみ」鹿島出版会
- 9 The Working Group on Pedestrian Behavior
1978「Summary of papers on pedestrian behavior」
Report No.1.
- 10 戸川喜久二 1973「群集行動と群集解析」
福武 直・安田三郎（編）社会学講座第17巻 数理社会学
東京大学出版会 pp.145-162.

あしがき

警察における雑踏警備について考えてみますと、その警備の対象となる祭礼やイベント等の行事に、風土、地理、交通等の事情、参加する人々の民情、思い入れ等の事情、あるいは歴史、慣習といった事情等、様々な要素が錯綜するほか、行事によっては確たる責任者が存在せず、その責任体制が不明瞭であることなど、警察活動の中でも難しい分野に入るのではないのでしょうか。

今回、全国の主な雑踏警備現場を視察させていただきましたが、事故防止上の様々な工夫がなされており、本県警察にとって大いに参考となりました。

関係都道府県警察の雑踏警備担当者の方々のご協力に厚くお礼を申し上げます。

兵庫県警察本部地域部地域課

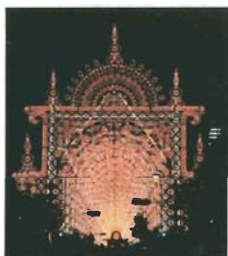
雑踏警備対策室

町 祐紀
田路 洋一
遠竹 一則
本谷 公人
久次米 功
堀 祐一郎

雑踏警備の手引き

平成14年度

監修・発行 **兵庫県警察本部**
編集・印刷・製本 **株式会社トライス**
神戸市中央区橘通1丁目1-9
TEL.(078)341-2241



©Valerio Fest&F Inc./Kobe Luminarie O.C.

雑踏警備の手引き